# 応用生態工学会 第27回総会 資料

開催日時: 2023年9月22日(金)

## 資料目次

資料-1	2022 年度(令和 4 年度)決算報告
資料-2	2022 年度(令和 4 年度)監査報告
資料-3	(参考) 2023 年度(令和5年度)事業実施状況・収支見込み
資料-4	第 14 期役員選出
資料-5	第 14 期幹事長選出
資料-6	一般社団法人への移行案
資料-7	2024 年度(令和 6 年度)事業計画案
資料-8	2024 年度(令和 6 年度)予算案
資料-9	一般経過報告
資料-10	会員状況報告
資料-11	総会・理事会・幹事会・委員会の開催状況報告
資料-12	会誌「応用生態工学」編集状況報告
資料-13	2022 年度(令和 4 年度)事業報告
資料-14	第 14 期幹事選出報告
資料-15	廣瀬賞等の創設について
資料-16	2024 年全国大会(開催案)

## <添付資料>

- 役員名簿 (第 13 期)
- 規約、規約細則

## 応用生態工学会 第 27 回総会 議事次第

]	審議事	事項
	1 - 1	第1号議案 2022年度(令和4年度)決算・監査報告
	(1)	2022 年度(令和 4 年度)決算報告(資料-1)
	(2)	2022 年度(令和 4 年度)監査報告(資料-2) · · · · · · · · 13
	(参考	考) 2023 年度(令和 5 年度)事業実施状況・収支見込み(資料 - 3) · · · · · · · · · · · 14
	1 - 2	第2号議案 第14期役員選出(資料-4)15
	1 - 3	第3号議案 第14期幹事長選出(資料-5)17
	1 - 4	第4号議案 一般社団法人への移行案(資料-6) ・・・・・・・・・・ 18
	1 - 5	第 5 号議案 2024 年度 (令和 6 年度) 事業計画案 (資料 - 7) · · · · · · · 45
	1 - 6	第 6 号議案 2024 年度 (令和 6 年度) 予算案 (資料 - 8)46
2	報告事項	
	2 - 1	2022年度(令和4年度)事業報告
	(1)	一般経過報告(資料-9) 51
	(2)	会員状況報告(資料-10) … 53
	(3)	総会・理事会・幹事会・委員会の開催状況報告(資料-11)・・・・・・・ 59
	(4)	会誌「応用生態工学」編集状況報告(資料-12)
	(5)	2022 年度(令和 4 年度)事業報告(資料-13) · · · · · · 66
	2 - 2	第 14 期幹事選出報告(資料-14)・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
	2 - 3	廣瀬賞等の創設について(資料-15)・・・・・・・・・・・81
	2 - 4	2024年全国大会 (開催案) (資料-16)

## 1 審議事項

## 1-1 第1号議案 2022年度(令和4年度)決算・監査報告

## (1) 2022 年度(令和4年度)決算報告

資料-1

1. 2022 年度決算は、故廣瀬利雄氏からの遺贈金があったことから例年と異なる決算金額となっている。

決算報告については「寄附金口金額(126,377,510円)」を除き、通常の学会活動について決算書を作成し報告することとした。 なお、財産目録、貸借対照表には寄付金口金額を含む全体額を示している。

- 2. 2022 年度決算は、収支差額 2,291,417 円の赤字となった。この赤字決算をもたらしたのは、執行 見込み額が見直し時に 2,193,930 円の支出超過だったこと、収入決算額が執行見込み額に対し 59,394 円の増額だったものの、支出決算額も 156,881 円の増額であったことによる。
- 3. 収入決算額が59,394 円の増額となった要因は次のとおり。

#### 【減額となった主なもの】 単位:円

費目	執行見込み額	決算額	減	理由
会費収入	11,946,000	11,705,650	240,350	年度末正会員 46 名の減
地域講座参加費	1,100,000	337,870	762,130	地域講座の減
英文誌関連収入	325,600	61,520	264,080	購読者数の減
小計			1,266,560	

## 【増額となった主なもの】 単位:円

費目	執行見込み額	決算額	増	理由
遺贈金事務費収	0	1,000,000	1,000,000	遺贈金の一部を事務費とした
入				
雑収入	360,070	636,024	275,954	会誌別刷り収入の増
小計			1,275,954	

4. 支出決算額が 156,881 円の増額となった要因は次のとおり。

## 【減額となった主なもの】 単位:円

費目	執行見込み額	決算額	減	理由
地域イベント助成費	700,000	250,000	450,000	地域イベントの減
地域研究会費用	1,400,000	961,612	438,388	開催規模、開催日数の減
Hp 整備費	600,000	0	600,000	新規の整備が無かった
小計			1,488,388	

【増額となった主なもの】 単位:円

費目	執行見込み額	決算額	増	理由
管理費	7,000,000	8,000,287	1,000,287	事務局用 PC 購入、遺贈金事
				務費
会誌編集費	4,500,000	4,881,035	381,035	印刷費、送料等の増
理事会費	250,000	713,197	463,197	ELR 立替費 40 万円
小計			1,844,519	

5. 以上の状況を概括すると、2022 年度 2,291,417 円の赤字は、会員数の減少、コロナ感染の影響による地域講座の減、英文誌購読者数の減などによる収入金額の減少に加え、事務局 PC 整備、ELR つくば立替費などの支出金額の増額が原因と考える。

また、2021 年度の会誌 Vol No2 に係る費用の未払い分(2,253,798 円)を 2022 年度に支出したことも赤字の要因である。

なお、会誌未払い分を除くと 2022 年度決算は概ね収支均衡していると考えられる。

# 2022年度予算・執行見込み・決算と近年の決算の推移 (寄付金口金額を除く)

		2022年度		2021年度	2020年度	2019年度
費目	予 算	執行見込み	決算	決 算	決 算	決 算
収 入	14,827,670	14,281,670	14,341,064	18,456,506	13,234,170	18,769,068
1. 会費収入	11,692,000	11,946,000	11,705,650	14,062,110	10,313,780	11,029,910
正会員会費	5,220,000	5,292,000	4,931,650	5,396,440	5,173,780	5,272,440
学生会員会費	172,000	154,000	174,000	166,000	140,000	157,800
賛助会員会費	6,300,000	6,500,000	6,600,000	8,499,670	5,000,000	5,599,670
2. 雑収入	360,070	360,070	636,024	407,901	1,082,080	130,022
会誌別刷り収入	360,000	360,000	560,450	329,890	584,028	129,600
受取利息	70	70	154	77	79	62
その他	0	0	75,420	77,934	497,973	360
3. 事業収入	1,250,000	1,250,000	437,870	3,399,085	183,170	4,624,396
大会費	0	0	0	2,135,000	0	3,029,500
大会(研究発表会)参加費	0		0	2,089,000	0	2,053,500
エクスカーション参加費	0		0	1,000	0	39,000
大会(懇親会)参加費	0		0	0	0	937,000
大会(企業展示)参加費	0		0	45,000	0	0
地域講座参加費	1,100,000	1,100,000	337,870	377,585	32,600	1,410,096
会誌等販売収入	150,000	150,000	100,000	886,500	150,570	184,800
会誌団体購読収入			100,000	140,000	110,000	150,000
会誌・テキスト等販売収入			0	309,000	40,200	24,800
その他事業収入			0	437,500	370	10,000
4. 助成金収入	1,200,000	400,000	500,000	270,000	1,390,000	2,627,000
河川基金	0	0	0	0	1,000,000	1,000,000
助成金	1,200,000	400,000	500,000	270,000	390,000	1,627,000
寄付金	0	0	0	0	0	0
5. 英文誌関連収入	325,600	325,600	61,520	317,410	265,140	357,740
LEE 購読料	325,600	325,600	61,520	317,410	265,140	357,740
LEE 広告掲載収入	0	0	0	0	0	0
6. 遺贈金事務費収入	0		1,000,000			
廣瀬利雄遺贈金(事務費)	0		1,000,000			

		2022年度		2021年度	2020年度	2019年度
費目	予 算	執行見込み	決 算	決 算	決 算	決 算
支 出	14,827,670	16,475,600	16,632,481	13,985,334	11,727,515	18,631,480
1. 管理費	7,000,000	7,000,000	8,000,287	6,887,882	6,501,100	6,294,502
家賃			1,464,000	1,564,000	1,440,000	1,560,000
水道代•電気代			50,675	61,438	76,642	93,964
リース料(コピー機)			396,801	303,817	348,624	417,044
通信費			373,544	482,130	389,147	284,089
事務局 旅費・交通費			144,724	93,555	29,984	252,204
文具消耗品費			395,460	266,039	442,540	325,862
事務局 給与			4,200,000	3,708,710	3,400,000	2,997,066
顧問料(税理士費用)			108,900	108,900	107,800	105,840
支払手数料(Bizステーション)			163,218	175,273	147,415	173,080
租税公課			106,853	133,910	118,948	79,488
源泉所得税預かり金			△ 21,988	△ 10,890	0	0
雑費(銀行手数料等)			18,700	1,000	0	5,865
廣瀬利雄遺贈金(事務費)			599,400	0	0	0
2. 事業費用	7,352,070	9,000,000	8,149,962	6,889,886	4,279,215	11,337,665
会誌編集費	2,300,000	4,500,000	4,881,035	3,020,675	2,438,307	2,190,656
ニュースレター発行費	0	0	0	0	0	0
会員募集費	0	0	0	0	0	0
会議費	550,000	550,000	881,241	0	0	914,486
総会費	50,000	50,000	0	0	0	58,536
理事会費	250,000	250,000	713,197	0	0	395,096
幹事会費	250,000	250,000	168,044	0	0	460,854
委員会活動費	1,750,000	1,550,000	632,844	6,589,886	4,279,225	11,337,665
委員会関係費	1,550,000	1,550,000	632,844	3,020,675	2,438,307	2,190,656
普及•連携委員会費	1,000,000	1,000,000	522,570	0	0	0
活動費	300,000	300,000	272,570	0	0	0
地域イベント助成費	700,000	700,000	250,000	0	0	914,486
国際交流委員会費	100,000	100,000	0	0	0	58,536
活動費	100,000	100,000	0	0	0	395,096
国際シンポ経費	0	0	0	0	0	460,854
情報・サービス委員会費	50,000	50,000	0	311,419	401,007	3,379,087
活動費	30,000	30,000	0	311,419	401,007	3,179,087
ホームページ管理費	20,000	20,000	0	300,000	161,850	964,966

		2022年度		2021年度	2020年度	2019年度
費 目	予算	執行見込み	決 算	決 算	決 算	決 算
将来構想委員会費	10,000	10,000	0		41,850	364,966
技術援助委員会費	0	0	0	300,000	120,000	600,000
活動費	0	0	0	0	0	1,421,449
テキスト刊行委員会費	280,000	280,000	0	0	0	0
活動費	180,000	180,000	0	0	0	1,421,449
テキスト刊行費	100,000	100,000	0	11,419	73,483	38,660
企画運営委員会費	10,000	10,000	0	11,419	52,883	16,460
災害対応委員会費	100,000	100,000	110,274	0	20,600	22,200
活動費	100,000	100,000	0	0	0	0
災害調査費	0	0	110,274	0	0	0
海外派遣費	200,000	0	0	0	0	0
大会費	0	0	171,730	2,078,511	409,452	1,767,449
公開シンポジウム	0		6,540	687,277	0	6,000
研究発表会	0		165,190	1,391,234	409,452	786,854
エクスカーション費用	0		0	0	0	169,096
大会懇親会費	0		0	0	0	805,499
地域研究会費用	1,800,000	1,400,000	961,612	750,281	423,974	3,085,987
講座1費用(札幌)	1,000,000	1,100,000	4,660	60,910	56,643	646,430
講座2費用(仙台)			49,311	38,093	270,103	75,675
講座3費用(東京)			0	770	270,100	5,230
講座4費用(金沢)			68,582	59,650	26,330	613,796
講座5費用(大阪)			87,882	28,190	550	324
			07,002	20,190	0	324 0
			0	5,000	42,950	178,360
			99,248	330	5,560	762,011
講座9費用(福井)			38,880	0	0,300	75,350
講座10費用(富山)			68,506	556,898	21,398	251,675
講座11費用(松山)			00,300	0	21,390	231,073
			544,543	0	0	80,200
講座13費用(那覇)			0	440	440	432
講座14費用(長野)			0	0	0	396,504
講座15費用(岡山)			_	ĺ		· ·
整備費	600,000	600,000	0	420,000	606.405	0
その他費用(Zoom)	352,070	400,000	621,500	429,000	606,485	0
3. 英文誌関連費	475,600	475,600	471,200	475 600	0 484,400	
	,		,	475,600		469,680
LEE購読料支払い	325,600	325,600	471,200	325,600	334,400	319,680
ICLEE事務局維持費	150,000	150,000	11,020	150,000	150,000	150,000
4. その他の支出	0	0	11,032	31,966	462,790	529,633
前払費用	0	0	0	0	426,900	477,974
源泉所得税預り金	0	0	11.000	0	0 0 0 0 0 0	17,969
返金等	0	0	11,032	31,966	35,890	33,690
当期収支差額	0	△ 2,193,930	△ 2,291,417	4,421,172	1,506,655	137,588
<u>→</u> ₩□ ٨□ ★ <u></u> → → □ □ → → =			20.515.55			
前期繰越正味財産額			30,018,891	27,691,811	27,547,203	26,961,757
次期繰越正味財産額			31,051,272	30,018,891	27,691,811	27,547,203

自2022年4月1日 至2023年3月31日				
又入の部 単位=円)				
科目	2022年度 執行見込み額 (A)	2022年度 実績額 (B)	増減の対比 (A)-(B)	備考
. 会費収入	11,946,000	11,705,650	240,350	
1)正会員会費	5,292,000	4,931,650	360,350	
2)学生会員会費	154,000	174,000	△ 20,000	
3)賛助会員会費	6,500,000	6,600,000	Δ 100,000	
. 雑収入	360,070	636,024	△ 275,954	
1)会誌別刷り収入	360,000	560,450	△ 200,450	
2)受取利息	70	154	△ 84	
3)その他	0	75,420	△ 75,420	
. 事業収入	1,250,000	437,870	812,130	
1)大会費	-	0	_	
(1)大会(研究発表会)参加費	-	0	_	
(2)エクスカーション参加費	-	0	_	
(3)大会(懇親会)参加費	-	0	_	
(4)大会(企業展示)参加費	-	0	_	
2)地域講座参加費	1,100,000	337,870	762,130	
(1)講座5参加費	0	47,000	△ 47,000	
(2)講座8参加費	0	11,000	Δ 11,000	
(3)講座12参加費	0	279,870	△ 279,870	<u> </u>
3)会誌等販売収入	150,000	100,000	50,000	
(1)会誌団体購読収入	0	100,000	Δ 100,000	
(2)会誌・テキスト等販売収入	0	0	0	
(3)その他事業収入	0	500,000		
助成金収入 1)河川基金	400,000	500,000	△ 100,000	
2)助成金	400,000	500,000	△ 100,000	
3)寄付金	400,000	0	<u> </u>	
5. 英文誌関連収入	325,600	61,520	264,080	
· CANGEAA 1)LEE 購読料	325,600	61,520	264,080	
2)LEE 広告掲載収入	0	01,320	204,000	
. 遺贈金事務費収入	1	1,000,000	△ 1,000,000	
1)廣瀬利雄遺贈金(事務費)	0	1,000,000	Δ 1,000,000	
—————————————— 当期収入合計	14,281,670	14,341,064	△ 59,394	

自2022年4月1日 至2023年3月31日 支出の部 (単位=円)				
科 目	2022年度 執行見込み額 (A)	2022年度 実績額 (B)	増減の対比 (A)-(B)	備考
1. 管理費	7,000,000	8,000,287	△ 1,000,287	
1)家賃	-	1,464,000	-	
2)水道代•電気代	_	50,675	_	
3)リース料(コピー機)	-	396,801	_	
4)通信費	-	373,544	_	
(1)ひかり電話	_	83,785	_	
(2)インターネット		81,364		
(3)携帯電話		37,629		
(4)郵送・宅配等	_	170,766		
5)事務局 旅費·交通費	_	144,724	_	
6)文具消耗品費	_	395,460	_	
7)事務局 給与	_	4,200,000	_	
8)顧問料(税理士費用)	_	108,900	_	
9)支払手数料(Bizステーション)	_	163,218	_	
10)租税公課	_	106,853	_	
11)源泉所得税預かり金	_	△ 21,988	_	
12)雑費(銀行手数料等)	_	18,700	_	
13)廣瀬利雄遺贈金(事務費)	_	599,400	_	
2. 事業費用	9,000,000	8,149,962	850,038	
1)会誌編集費	4,500,000	4,881,035	△ 381,035	
(1)会誌印刷費	_	4,304,179	_	
(2)会誌郵送費	-	445,795	_	
(3)編集委員会費	-	131,061	_	
(4)編集委員交通費	-	0	_	
(5)編集委員会雑費(アルバイト等)	-	0	_	
2)ニュースレター発行費	0	0	_	
3)会員募集費	0	0	_	
4)会議費	550,000	881,241	△ 331,241	
(1)総会費	50,000	0	50,000	
1)総会資料作成費	_	0	_	
2)総会その他		0	_	
(2)理事会費	250,000	713,197	△ 463,197	
1)理事会費	-	499,830	_	
2)理事会交通費	_	213,367	_	
(3)幹事会費	250,000	168,044	81,956	
1)幹事会費		2,160	_	
2)幹事会交通費	-	165,884	_	

自2022年4月1日 至2023年3月31日 支出の部 (単位=円)				
科目	2022年度 執行見込み額 (A)	2022年度 実績額 (B)	増減の対比 (A)-(B)	備考
5)委員会活動費	1,550,000	632,844	917,156	
(1)委員会関係費	1,550,000	632,844	917,156	
1)普及•連携委員会費	1,000,000	522,570	477,430	
(1)活動費	300,000	272,570	27,430	
(2)地域イベント助成費	700,000	250,000	450,000	
2)国際交流委員会費	100,000	0	100,000	
(1)活動費	100,000	0	100,000	
(2)国際シンポ経費	0	0	0	
3)情報・サービス委員会費	50,000	0	50,000	
(1)活動費	30,000	0	30,000	
(2)ホームページ管理費	20,000	0	20,000	
4)将来構想委員会費	10,000	0	10,000	
5)技術援助委員会費	0	0	0	
(1)活動費	0	0	0	
(2) 河砂基準意見交換費	0	0	0	
6)テキスト刊行委員会費	280,000	0	280,000	
(1)活動費	180,000	0	180,000	
(2)テキスト刊行費	100,000	0	100,000	
7)企画運営委員会費	10,000	0	10,000	
8)災害対応委員会費	100,000	110,274	△ 10,274	
(1)活動費	100,000	0	100,000	
(2)災害調査費	0	110,274	△ 110,274	
(2)海外派遣費	0	0	0	
6)大会費	0	171,730	△ 171,730	
(1)公開シンポジウム	-	6,540	_	
1)シンポ旅費交通費(国内)	_	6,540	_	
(2)研究発表会	_	165,190	_	
1)発表会その他	_	165,190	_	
(3)エクスカーション費用	_	0	-	
(4)大会懇親会費		0	_	

自2022年4月1日 至2023年3月31日 支出の部 (単位=円)				
科目	2022年度 執行見込み額 (A)	2022年度 実績額 (B)	増減の対比 (A)-(B)	備考
7)地域研究会費用	1,400,000	961,612	438,388	
(1)講座1費用	_	4,660	=	札幌
(2)講座2費用	-	49,311	_	仙台
(3)講座3費用	-	0	-	東京
(4)講座4費用	-	68,582	5	金沢
(5)講座5費用	-	87,882	-	大阪
(6)講座6費用	-	0	<u></u>	広島
(7)講座7費用	-	0	-	名古屋
(8)講座8費用	-	99,248		福岡
(9)講座9費用	-	38,880	1=	福井
(10)講座10費用	-	68,506	-	富山
(11)講座11費用	-	0	<del>=</del>	松山
(12)講座12費用	-	544,543	_	新潟
(13)講座13費用	-	0	÷	那覇
(14)講座14費用	-	0	-	長野
(15)講座15費用	-	0	_	岡山
8)Hp整備費	600,000	0	600,000	
9)その他費用(Zoom)	400,000	621,500	△ 221,500	
3. 英文誌関連費	475,600	471,200	4,400	
1)LEE購読料支払い	325,600	471,200	△ 145,600	
2)ICLEE事務局維持費	150,000	0	150,000	
4. その他の支出	0	11,032	△ 11,032	
1)前払費用	0	0	0	
2)源泉所得税預り金	0	0	0	
3)返金等	0	11,032	△ 11,032	
当期支出合計	16,475,600	16,632,481	△ 156,881	
当期収支差額	△ 2,193,930	△ 2,291,417	97,487	· · · · · · · ·
経理区分振替額	-	-	-	
当期正味財産増減額	-	1,032,381	_	
前期繰越正味財産額	_	30,018,891		
次期繰越正味財産額	-	31,051,272		

	財産目録	_
	2023年3月31日現在	
	〈 〉は寄付金口を除いた金額	
資産の部		(単位=円)
科目	摘要	金額
現 金	現金計	0
普通預金	三菱UFJ銀行	16,974,307
同	三菱UF.J銀行(寄付金口)    麹町中央支店	126,377,510
同	北洋銀行 北七条支店	121,321
同	三菱UFJ銀行   大宮支店	75,453
同	北國銀行    金沢中央支店	395,240
同	みずほ銀行    天満橋支店	409,516
同	広島銀行    大河支店	2,533
同	三菱UFJ銀行  柳橋支店	334,357
司	福岡銀行    渡辺通支店	377,799
同	伊予銀行	24,665
同	沖縄海邦銀行	48,747
同	松本信用金庫	91,427
同	みずほ銀行    岡山支店	850
通常預金計		145,233,725
		<18,856,215>
振替貯金	(事務局) 00140-7-404275	743,531
同	(大会口座) 10000-29124981	36,349
同	(災害口座)11380-03835091	725,638
同	(仙台) 02280-8-92496	141,626
同	(福井) 00790-1-100369	607,036
同	(富山) 13270-17520631	234,017
同	(新潟) 11270-14664511	365,409
郵便貯金計		2,853,606
定額預金	¥5,000,000円×1口+¥2,000,000×2口	9,000,000
定額預金利息		25,011
定額預金計		9,025,011
電話加入権	事務局電話	76,440
敷 金	麹町ロイヤルビル405	240,000
その他計	/ - ' ' '	316,440
産		157,428,782
		<31,051,272>
		.02,001,21
負債の部		
科目	摘    要	金額
預り金	JIN	<u>uz</u> 4 <u>R</u>
未払い金		0
<b>债</b> 合	計	0
正味	財産	157,428,782
1L 7/K	X1 /==	<31,051,272>
		\01,001,414/

# 貸借対照表

## 2023年3月31日現在 < >は寄付金口を除いた金額

(単位:円)

	資産	の部				負債	<b>動の部</b>		
	——科	目		金額		科	目		金額
	【流動	資産】				【流重	負債】		
現			金	0	預		り	金	0
普	通	預	金	145,233,725	未	払	11	金	0
				<18,856,215>					
振	替	貯	金	2,853,606	負	債	合	計	0
定	額	預	金	9,025,011					
未	収	入	金	0					
前	払	費	用	0					
	【固定	資産】							
災:	害調査	引当	資金	0					
電	話力	11 入	権	76,440					
敷			金	240,000					
					正味財産の部				
						_	制産】		
					正	味	財	産	157,428,782
									<31,051,272>
					(う	ち正味月	財産増力	□額)	127,409,891
									<1,032,381>
					正	味 財 産	€の部′	合計	157,428,782
									<31,051,272>
資	産	合	計	157,428,782	負	債 及 ひ	財産	合計	157,428,782
				⟨31,051,272⟩					<31,051,272>

2022正味財産157,428,782<31,051,272>2021正味財産30,018,891増減127,409,891

<1,032,381>

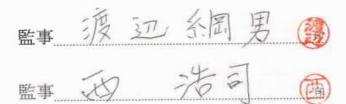
助成金	・寄付金収	入					
収入のう	ち、助成金・	寄付金収入は	次のとおりて	ぎある。			
金沢	助成金	北陸技術士懇				20,000円	
富山	助成金	北陸技術士懇	北陸技術士懇談会			20,000円	
新潟	助成金	新潟県建設業	協会			80,000円	
	助成金	北陸地域づく	り協会			100,000円	
	助成金	新潟県土地改	(良事業団体	連合会		30,000円	
学会本部	から各地域研	密会への助成:	<b>金</b>			250,000円	
	7 1 3 3/7/						
計						500,000円	
地域研	究会収支						
		2022	生度地域研究	完会収支	単	位:円	
	2021年度か			2022年	度決算		
	らの繰越額			2022+	·反次昇		
	通帳	※収入	本部助成金	収入合計	支出合計	収支差額	2023年度へ
							の繰越額
	(A)	(B)	(C)	(D=B+C)	(E)	(F=D-E)	(G=A+F)
札幌1	125,981		0		,	△ 4,660	
仙台2	140,937		50,000	50,000	49,311	689	141,62
東京3	75,453		0	Ŭ	0	0	75,45
金沢4	393,820		50,000				
大阪5	450,394		0	47,004	87,882	△ 40,878	
広島6	2,533		0	0	0	0	2,53
名古屋7	334,355		0	2	0	2	334,35
福岡8	416,044		50,000	61,003			
福井9	645,916		0		38,880	△ 38,880	607,03
富山10	232,522		50,000	70,001	68,506	1,495	
松山11	24,665		0	0	0	0	24,66
新潟12	326,980	489,872	50,000	539,872	501,443	38,429	
那覇13	48,747		0	0	0	0	48,74
長野14	91,427	0	0	0	0	0	91,42
岡山15	850	0	0	0	0	0	85
地域計	3,310,624	587,884	250,000	837,884	918,512	△ 80,628	3,229,99
※収入に	は、参加費、	本部以外の助	成金、受取利	子を含む。			

## (2) 2022 年度(令和 4 年度) 監査報告

## 監査報告書

規約第20条4項に基づき、2022年度(令和4年度)決算報告書において、関係帳簿および証拠書類と対照監査した結果、正確であることを認めます。

2023年 7月 12日



## (参考) 2023 年度(令和5年度)収支見込み

2022 年 9 月 23 日の第 26 回総会において決定した 2023 年度予算について、現時点での会務進行状況を加味して修正を行った。

収入と支出のそれぞれについて、修正を行った主な内容は次のとおりである。

#### ○収入

- ① 会費収入の算定基礎となる会員数について、2023年6月30日時点の会員数に修正した。
- ② 会誌等販売収入を 2022 年度実績に合わせ 100,000 円に減額した。 以上の見直しを行った結果、当初予算に対して 10,000 円の増額となった。

## ○支出

- ① 管理費について会員管理システムの導入予定に合わせ、2024年1月~3月分の維持費220,000円を追加し7,220,000円に増額した。
- ② HP 整備費を 100,000 円に減額した。
- ③ その他費用には、2022 年度 Zoom ライセンス実績と当期収支差額が 0 円となる範囲で可能な金額を計上した。

当期は収支均衡予算としている。

## 1-2 第2号議案 第14期役員選出

1) 第 14 期役員候補の募集・推薦に係る経過報告

【2023年2月28日】 第121回理事会において、以下のとおり、次期役員募集・推薦委員会の委員 長と委員を指名しました。

委員長:占部城太郎会長、委員:甲村謙友前会長、江崎保男元会長、辻本哲郎元会長

【2023 年 4 月 13 日】 第 1 回次期役員募集・推薦委員会

次期役員候補の募集、総会を経て、次期役員が決定されるまでの手順、スケジュールを確認しま した。また、次期役員候補募集の公示文について決定しました。

【2023年5月23日】 会員メーリングリストで次期役員候補募集を周知しました。

【2023年5月26日】 ホームページに次期役員候補募集公告を掲載しました。

【2023年5月26日】 ニュースレター101 号に次期役員候補募集公告を掲載しました。

【2023年6月1~30日】 次期役員候補募集期間

募集期間内に、会長候補2名、副会長候補2名、理事候補15名の計19名の届け出がありました。

【2023年7月6日】 第2回次期役員募集・推薦委員会

募集期間内に提出のあった候補届出書 19 通について、候補者、推薦人の要件を満たしていることを確認しました。届出のあった副会長候補 2 名、理事候補 15 名の 17 名を候補として推薦することを決定しました。

会長候補の届出数が、学会規約第10条に規定する人数の範囲を超過したことから審議を行い、次期役員募集・推薦委員会規程第4条に則り、1名の候補者を推薦しました。なお、会長候補に関しては、2通の届出のうち、1通が当委員会の委員長を推薦するものであったため、会長候補者の推薦についての審議は、委員長を除く3名の委員により行われました。

副会長候補については、届出による候補者が2名であったため、定数上限3名との差1名について、委員会として候補者を推薦しました。

監事候補については、届出による候補者がなかったため定数2名との差2名について、委員会として候補者を推薦しました。

【2023 年 8 月 9 日】 ニュースレター102 号、ホームページにより、会員へ次期役員候補を周知しました。

【2023年9月4日~14日】 総会の議事及び議事に対する賛否、意見を表す回答書様式を一斉配信、ホームページへの掲載にて正会員に周知しました。このフォームを用いた回答、または FAX、郵送いずれかによる役員候補の信任投票を実施しました。

#### 2) 第14期役員候補者

学会規約第 11 条、第 12 条及び第 14 条および規約細則第 5 条並びに「次期役員募集・推薦委員会規程」に基づいて推薦される第 14 期役員の候補者は次のとおりである。

〔次期会長候補:1名〕(敬称略)

占部城太郎(再任) 東北大学大学院生命科学研究科教授

「次期副会長候補:3名」(再任・新任の順、五十音順、敬称略)

清水 義彦(再任) 群馬大学大学院理工学府教授

東 信行(新任) 弘前大学農学生命科学部生物学科教授 藤田 光一(新任) 国立研究開発法人土木研究所理事長

〔次期理事候補:15 名〕(再任・新任の順、五十音順、敬称略)

赤松 良久(再任) 山口大学大学院創成科学研究科教授

沖津 二朗(再任) 応用地質株式会社地球環境部応用生態工学研究所所長

北村 匡(再任) 共和コンクリート工業株式会社取締役副社長

関島 恒夫(再任) 新潟大学農学部農学科教授

平井 秀輝 (再任) 一般財団法人水源地環境センター理事長

柳川 晃(再任)いであ株式会社社会基盤本部特任理事水源地統括

渡邊 康玄(再任) 北見工業大学工学部社会環境系教授

小俣 篤(新任) 公益財団法人河川財団業務執行理事

片野 泉(新任) 奈良女子大学研究院自然科学系教授

佐藤 高広 (新任) 株式会社復建技術コンサルタント環境部部長

島村 彰 (新任) 株式会社建設環境研究所大阪支社取締役支社長

西廣 淳(新任) 国立研究開発法人国立環境研究所気候変動適応センター副センター長

光成 政和(新任) 一般財団法人日本ダム協会専務理事

吉田 丈人(新任) 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

吉村 千洋 (新任) 東京工業大学環境·社会理工学院教授

〔次期監事候補:2名〕(再任・新任の順、敬称略)

西 浩司(再任) いであ株式会社国土環境研究所環境技術部技師長

鳥居 敏男(新任) 一般財団法人自然公園財団専務理事

資料-5

## 1-3 第3号議案 第14期幹事長選出

幹事長(1名)は、学会規約第13条第1項の規定に基づいて、「理事会の推薦により総会において正会員の中から選出される」こととされている。

理事会から、第14期幹事長として、以下の候補を推薦する。

なお、副幹事長は、学会規約第 13 条第 5 項の規定に基づいて、「幹事会の推薦により、会長が任命する」こととされている。

〔幹事長候補:1名〕

天野 邦彦 (再任) 公益財団法人河川財団河川総合研究所長

## 1-4 第4号議案 一般社団法人への移行案

以下の通り、現在任意団体である応用生態工学会を、一般社団法人に移行することを提案します。

#### 【総会に諮る内容】

下記【提案の契機】に示す、<u>学会財産の管理の適正化の必要性および法人化の利点を踏まえて、現在任意団体である応用生態工学会を、一般社団法人に移行することの可否について決議いただきたい。</u> 主要な前提は以下の4点です。

- 1) 次ページ以降に添付する「一般社団法人応用生態工学会 定款(案)」、以下「定款(案)」に基づき移行手続きを進めるとともに、法人化後は<u>定款(案)に基づいた学会運営を行う</u>。
- 2) 法人化に向けて、定款(案)についての<u>意見聴取(会員を対象とするパブコメ)を14期役員の下</u>で一定期間実施するとともに、弁護士による最終確認を経て登記を行う。
- 3) 定款(案)は、現在の学会規約の踏襲を前提に、一般法人法に従い作成している。
- 4) 現在の学会規約に基づく規約細則は新たな細則として承継するとともに、委員会規程については、 定款 (案) の文章体裁に合わせて内容を承継することとする。

添付する定款(案)を踏まえて、本議案を検討いただく際の参考として、現在の学会規約と定款(案)との比較表も添付します。定款(案)は、現在の学会規約の踏襲を基本としていることから、法人化後も学会の運営が大きく変わることはありませんが、一般法人法に従い、変化する事項があります。特に確認いただきたい項目として、以下の5つがあります。

- i) 役員は理事および監事となり、理事(25名以内)のうち、代表理事として会長1名、業務執行理事として副会長3名、専務理事1名を選ぶことになります。なお、専務理事の多くの業務は、現在の幹事長の業務に対応するものと想定しています。
- ii) 理事および監事は社員総会の決議により選任され、<u>会長、副会長、専務理事は理事会で選定</u>されることになります(従って、次期役員募集・推薦委員会は、会長、副会長、理事の区別をせず理事として募集することになります)。
- iii) 総会の成立要件として、法人の<u>社員総会は正会員の 1/2 以上の出席が必要</u>となります(現在は正会員の 1/5 以上の出席が必要)。
- iv) 名称としては無くなる幹事会の機能は、総務委員会(仮称)に承継します。
- v) <u>事業年度は、7月1日から6月30日に変更</u>となります(事業年度終了後3か月以内に社員総会を開く必要があるため)。

以上、よろしくお願いします。

#### (以下は参考情報)

#### 【提案の契機】

本件については、令和4年4月にご逝去された廣瀬利雄元会長のご遺産の一部を、廣瀬元会長のご遺志により応用生態工学会に寄贈したいとのご連絡を、同年9月にご遺族より受けたことを契機の一つとして検討を開始したものです。ご遺贈いただいた金額は約1億2,700万円と大変高額であり、任意団体のままだと、2千万円弱の年間予算(現在の資産合計は約3,300万円)に遺贈金が追加される大金を、個人名(会長や事務局長)で管理せざるを得ないため、名義人に事故があった場合等、管理に支障を生じる可能性があり、結果として大変な負担が個人にかかっています。法人化することにより、法律行為を団体名義で行うことができるようになるため、このような事態を回避することができるようになります。この他にも、定款等を整備し、一般社団法人化することで、寄付などを受けやすくなること、業務の受委託を法人として実施できること、学会が行う事業の社会的信頼が得られること、公的業務等において、会員の学会誌掲載論文が、評価の加点要素となる可能性があること等が、法人化の利点として挙げられます。

#### 【提案の経緯】

上記に鑑みて、第 121 回理事会(2023 年 2 月 28 日開催)において、法人化検討を推進することが承認され、第 123 回理事会(2023 年 6 月 21 日開催)および第 125 回理事会(2023 年 8 月 31 日開催)での審議を経て、理事会で承認された定款(案)が作成されたところです。なお、理事会における審議を円

滑かつ迅速に進めるために、法人化に関する論点を検討するとともに整理を行う法人化・遺贈金使途 WG を理事会の承認 (第121回理事会)により別途設置しました。 当該 WG においては、6回の審議を行いました。

## 【法人化の条件】

一般社団法人の設立に際しては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、一般法人法)」に従う必要があります。一般法人法第10条で、一般社団法人を設立するには、定款を作成する必要があること、また第22条で、一般社団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する、と規定されています。

#### 【定款の位置づけ】

定款(案)は、現在の学会規約の踏襲を前提とし、一般法人法に従い作成されました。また、規約細則を新たな細則として承継するとともに、委員会規程については、定款の体裁に合わせて内容を承継することとしています。

#### 【法人化に伴う会員の地位】

一般社団法人への移行に際しては、会員は一般社団法人への移行に伴い、現在同様の立場で一般社団法 人の会員となります。

# 一般社団法人応用生態工学会 定款 (案)

2023年9月22日案

## 一般社団法人応用生態工学会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人応用生態工学会と称する。

(事務所)

- 第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
  - 2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、「人と生物の共存」「生物多様性の保全」「健全な生態系の持続」を共通の目標に、生態学と土木工学の基礎知識および実際的問題についての研究成果をもとに、両分野の関係者が共同して、それらの境界領域に新しい理論・知識・技術体系である「応用生態工学」を発展・展開させることを目的とする。

(事業)

- 第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - 1 応用生態工学に関する調査・研究活動
  - 2 応用生態工学に関する学術講演会、研究会、シンポジュウム、講習 会、現地見学会等の開催
  - 3 応用生態工学に関する国内外の調査・研究活動、会議に関する情報 の収集と伝達
  - 4 応用生態工学に関する調査・研究活動に関する技術援助

- 5 応用生態工学に関する国際的学術交流
- 6 応用生態工学に関する受託事業
- 7 会誌の発行
- 8 その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人には、次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 当法人の目的に賛同して入会した学生
- (3) 賛助会員 当法人の目的事業を賛助する個人、法人またはその他団体
- (4) 名誉会員 当法人及び応用生態工学会の発展に大きな功績のあった個人で、理事会の推薦により社員総会において決定された者
- 2 当法人は、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員、学生会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める 入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員、学生会員又は賛助会 員となる。

(会費)

第7条 会員は細則の定めるところにより会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも

退会することができる。

## (除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

## (会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失 する。
  - (1) 第7条の義務を2年以上履行しなかったとき。
  - (2) 総正会員が同意したとき。
  - (3) 死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

#### (構成)

- 第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。
  - 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

#### (権限)

- 第12条 社員総会は、次の事項について決議する。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎 事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

- 第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長 が招集する。
  - 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総 会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議 決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって 行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議 決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散及び残余財産の処分
  - (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
  - (6) 基本財産の処分
  - (7) その他法令又はこの定款で定める事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行 わなければならない。

(代理)

第18条 正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員は、代理権を証明する書類として委任状を当法人に提出しなければならない。ただし、当該正会員は、委任状の提出に代えて、委任状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該正会員は、委任状を提出したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

- 第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、 その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと きは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
  - 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったも

のとみなす。

#### (議事録)

第20条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び議長が指名する議事録署名人2名以上がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第5章 役員

(役員の設置)

- 第21条 当法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 5名以上25名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
  - 2 理事のうち、1名を会長とする。
  - 3 会長以外の理事のうち、3名以内を副会長、1名以内を専務理事とすることができる。
  - 4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の副会長、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
  - 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
  - 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずる ものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)の合計数は、理事の 総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
  - 5 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)

の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法 令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事 についても、同様とする。

## (理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行 する。
  - 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。第21条第4項に定める業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
  - 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、理事会 において自己の職務の執行状況を報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
  - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
  - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社 員総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第21条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事と

しての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事 を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当た る多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

(取引の制限)

- 第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引に ついて重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における 当法人とその理事との利益が相反する取引
  - 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を 理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

- 第29条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法 令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定め る最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
  - 2 当法人は、理事(業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。)又は監事 との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、賠償責任を 限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度 額は、法令で定める最低責任限度額とする。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第30条 当法人に理事会を置く。
  - 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
  - (1) 業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
  - (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
  - (5) 規則の制定、変更及び廃止
  - 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
    - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
    - (2) 多額の借財
    - (3) 重要な使用人の選任及び解任
    - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
    - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当 法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
    - (6) 第29条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第32条 通常理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催し、理事は自己 の職務執行の状況を報告しなければならない。

- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を 理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が 招集したとき。
  - (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、会 長に招集の請求があったとき。
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を 理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が 招集したとき。

(招集)

- 第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合は、この限りでない。
  - 2 会長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることが

できる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案 について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意 思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。た だし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果 その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録 した議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署 名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第7章 基 金

(基金の拠出)

- 第39条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。 (基金の募集等)
- 第40条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取 扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第41条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することが できない。

(基金の返還の手続)

第42条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第43条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上する ものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 会 計

(事業年度)

- 第44条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。 (事業計画及び収支予算)
- 第45条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、 会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様と する。
  - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く ものとする。

(事業報告及び決算)

- 第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 会長は、前項の承認を受けた書類を定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類 についてはその内容を報告し、第3号乃至第6号の書類については定時社員総会の承認 を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び 社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(剰余金の不分配)

第47条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第48条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。
  - 2 当法人が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、 遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第49条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権 の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人と の合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第50条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 委員会

(委員会)

- 第52条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、 委員会を設置することができる。
  - 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から、理事会が選任する。
  - 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 事務局

(事務局)

- 第53条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
  - 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### 第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第54条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務 資料等を積極的に公開するものとする。
  - 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。 (個人情報の保護)
- 第55条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
  - 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

# 第13章 公告の方法

(公告の方法)

- 第56条 当法人の公告は、電子公告により行う。
  - 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、 官報に掲載する方法により行う。

# 第14章 附 則

(最初の事業年度)

第57条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和〇年6月30日までとする。

(設立時の役員等)

第58条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

0000 0000

設立時代表理事 〇〇〇〇

設立時監事 〇〇〇〇 〇〇〇〇

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第59条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所

設立時社員 株式会社〇〇

住 所

設立時社員 株式会社〇〇

住 所

設立時社員 〇〇〇〇

住 所

設立時社員 〇〇〇〇

住 所

設立時社員 〇〇〇〇

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第60条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、東京都千代田区麹町四丁目7番地 5麹町ロイヤルビル405号とする。

(法令の準拠)

第61条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

(資産等の引き継ぎ)

- 第62条 当法人は、任意団体である応用生態工学会の解散日時点の資産および負債、権利 を、すべて承継する。
- 2 任意団体である応用生態工学会の各会員は、第6条の規定に関わらず、当法人設立の日をもって、入会の申し込みがあり、理事会の承認を受けたものとみなし、それぞれ当法人の正会員、学生会員、賛助会員、名誉会員となる。
- 3 任意団体である応用生態工学会に属する会員が、引き続き当法人の会員となる際には、

設立初年度の会費は従前の任意団体に納めた会費をもって充当する。

以上、一般社団法人応用生態工学会設立のため、設立時社員〇〇〇〇ほか4名の定款作成 代理人司法書士〇〇〇〇は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

# 令和5年○○月○○日

設立時社員	$\bigcirc$
铃 八 時代 目	0000
$\mathbb{W}^{-n}$ LE	

設立時社員 〇〇〇〇

設立時社員 〇〇〇〇

設立時社員 〇〇〇〇

設立時社員 〇〇〇〇

上記設立時社員5名の定款作成代理人

東京都新宿区〇〇〇〇

司法書士〇〇〇〇

現在の規	約	対応する定款の条文
第1章 総 則		
(名 称)		
第1条	本会は、「応用生態工学会」と称する.	第1条 当法人は、一般社団法人応用生態工学会と称する。
(事務局)		
第2条	本会は,事務局を東京都千代田区麹町 4-7-5 麹町ロイヤルビル 405 号室に置く.	第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。 2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。
第2章 目的・研 究活動		
(目的)		
第3条	本会は、「人と生物の共存」「生物多様性の保全」「健全な生態系の持続」を共通の目標に、生態学と土木工学の基礎知識および実際的問題についての研究成果をもとに、両分野の関係者が共同して、それらの境界領域に新しい理論・知識・技術体系である「応用生態工学」を発展・展開させることを目的とする.	第3条 当法人は、「人と生物の共存」「生物多様性の保全」「健全な生態系の持続」を共通の目標に、生態学と土木工学の基礎知識および実際的問題についての研究成果をもとに、両分野の関係者が共同して、それらの境界領域に新しい理論・知識・技術体系である「応用生態工学」を発展・展開させることを目的とする。
(研究活動)		
第4条	本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。 1 応用生態工学に関する調査・研究活動 2 応用生態工学に関する学術講演会、研究会、シンポジュウム、講習会、現地見学会 3 応用生態工学に関する国内外の調査・研究活動、会議に関する情報の収集と伝達 4 応用生態工学に関する国際的学術交流 5 応用生態工学に関する受託事業 7 会誌の発行 8 その他、本会の目的を達成するために必要な事業	第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 1 応用生態工学に関する調査・研究活動 2 応用生態工学に関する学術講演会、研究会、シンポジュウム、講習会、現地見学会等の開催 3 応用生態工学に関する国内外の調査・研究活動、会議に関する情報の収集と伝達 4 応用生態工学に関する調査・研究活動に関する技術援助 5 応用生態工学に関する国際的学術交流 6 応用生態工学に関する受託事業 7 会誌の発行 8 その他当法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。
第3章 会 員		
(会 員)		
第5条	本会は次の会員をもって組織する. 1 正会員 本会の目的に賛同する個人 2 学生会員 本会の目的に賛同する学生 3 賛助会員 本会の目的事業を賛助する個人並びに法人,またはその他団体 4 名誉会員 本会並びに応用生態工学の発展に大きな功績のあった個人のうちから,理事会の推薦により,総会において決定される.	第5条 当法人には、次の会員を置く。 (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人 (2) 学生会員 当法人の目的に賛同して入会した学生 (3) 賛助会員 当法人の目的事業を賛助する個人、法人またはその他団体 (4) 名誉会員 当法人及び応用生態工学会の発展に大きな功績のあった個人で、理事会の推薦により社員総会において決定された者 2 当法人は、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
(入会)		

第6条	会員になろうとするものは、所定の入会手続きを行わなければならない.	第6条 正会員、学生会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員、学生会員又は賛助会員となる。
(会費)		
第7条	会員は細則の定めるところにより会費を納入しなければならない. 2 納入した会費は理由を問わず返還しない。.	第7条 会員は細則の定めるところにより会費を納入しなければならない。
(退 会)		
第8条	会員は、退会届を提出することにより退会することができる.	第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
(資格の喪失)		
第9条	会員は、次の理由によりその資格を失う。 1 会費を継続して2年以上滞納したとき 2 本会の名誉を傷つけたとき、または本会の目的に反する行為があったとき	第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) この定款その他の規則に違反したとき。 (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。 (1) 第7条の義務を2年以上履行しなかったとき。 (2) 総正会員が同意したとき。 (3) 死亡し、又は解散したとき。
第4章 役 員		
(役 員)		
第 10 条	本会に役員をおく. 会長 1名 副会長 3名以内 理事 15名以内 幹事長 1名 幹事 15名以内 監事 2名	第21条 当法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 5名以上25名 以内 (2) 監事 1名以上3名以内 2 理事のうち、1名を会長とする。 3 会長以外の理事のうち、3名以内を副会長、1名以内を専務理事とすることができる。 4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の副会長、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
(会長及び副会 長)		
第 11 条	会長及び副会長は総会において選出される. 2 会長及び副会長の任期は選出されてから、次の改選期までとする. ただし、それぞれについては、再任は連続二期までとする. 3 会長及び副会長の改選は2年毎に行う. 4 会長は本会を代表してその会務を総括する. 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はあらかじめ会長が指名した順によりその職務を代行する.	第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。 5 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終

第 12 条	理事は正会員の中から総会において選出される. 2 理事の任期は選出されてから、次の改選期までとする. ただし、再任は連続二期までとする. 3 理事の改選は2年ごとに行う. 4 理事は理事会を構成し、会務執行のために必要な事項を議決する.	結の時までとする。 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 4 理事又は監事は、第21条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
(幹事)		
第 13 条	幹事長は理事会の推薦により総会において正会員の中から選出される。幹事は理事会において正会員の中から選出される。 2 幹事長と幹事の任期は選出された日から次の改選期までとする。ただし、再任はそれぞれについて連続二期までとする。 3 幹事長と幹事の改選は2年毎に行う。 4 幹事長と幹事は幹事会を構成し、会務執行のために必要な事項を検討する。 5 副幹事長は幹事会の推薦により、会長が任命する。	なし
(監事)		
第 14 条	監事は総会において選出される. 2 監事の任期は選出された日から次の改選期までとする. ただし, 再任は妨げない. 3 監事の改選は2年毎に行う. 4 監事は本会の会計および会務執行の状況を監査する.	第 22 条に同じ
第5章会議		
(総 会)		

第 15 条	総会は正会員により構成され、次の事項を議決する.	第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員
第 15 未 		
	(1)事業計画及び事業報告	総会とする。
	(2) 予算、決算	第12条 社員総会は、次の事項について決議する。
	(3) 役員の選出	(1) 会員の除名、(2) 理事及び監事の選任又は解任、(3) 理事及び監事の報酬等の額、(4) 貸借対照表及び
	(4) 規約の改正	損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認、(5) 定款の変更、(6) 解散及び残余
	(5) その他理事会で必要と認めた事項	財産の処分、(7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡、(8) 基本財産の処分の承認、(9) その他社員
	2 通常総会は毎年1回、臨時総会は理事会が必要と認めたときに会長が召集する. なお、	総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項
	正会員は、正会員の10分の1が連名し、議事を明記して会長に臨時総会の召集を申し出る	第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了
	ことができる、この場合、会長はその開催について理事会に諮るものとする.	後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。
	3 総会の議長は総会において正会員の中から選出する.	第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集す
	4 総会は正会員の1/5の出席によって成立する.	る。 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目
	5 総会における正会員の議決権は各一個とし、議決は出席者の過半数によって決め、可否	
	同数のときは議長がこれを決定する。	第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。
	6 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につ	
	いて書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる.	第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を
	書面により表決した会員は総会に出席したものとみなす.	<u>有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。</u>
		2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以
		上に当たる多数をもって行わなければならない。
		(1) 会員の除名、(2) 監事の解任、(3) 定款の変更、(4) 解散及び残余財産の処分、(5) 合併及び事業の全
		部又は重要な一部の譲渡、(6) 基本財産の処分、(7) その他法令又はこの定款で定める事項
		3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければなら
		ない。
		第18条 正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において
		は、当該正会員は、代理権を証明する書類として委任状を当法人に提出しなければならない。ただし、当該
		正会員は、委任状の提出に代えて、委任状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。こ
		の場合において、当該正会員は、委任状を提出したものとみなす。
		第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につい
		て、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員
		総会の決議があったものとみなす。 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知し
		た場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電
		磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。
		第20条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の一般
		法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び議長
		が指名する議事録署名人2名以上がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10
		年間主たる事務所に備え置く。
(理事会)		
第 16 条	理事会は会長、副会長、理事によって構成され、本会の基本方針の策定および運営に必要	第30条 当法人に理事会を置く。
71,	な事項を審議する。	2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
	2 理事会は会長または理事の三分の一以上が必要と認めたときに開くことができる.	第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
	3 理事会の議長は会長とする.	(1) 業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職 (4)
		社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定 (5) 規則の制定、変更及び廃止
	書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席者とみなす.	2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
	5 理事会の議事は出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長がこれを決定す	(1) 重要な財産の処分及び譲受け (2) 多額の借財 (3) 重要な使用人の選任及び解任 (4) 従たる事務所
	3.	その他重要な組織の設置、変更及び廃止 (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する
	6 幹事長は理事会に出席し意見を述べることができる.	ための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備 (6) 第
	7 各委員会の委員長は、必要に応じて理事会に出席することができる.	29条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
		以下略
		ZVI VB
(松市公)		
(幹事会)		

幹事会は幹事長、幹事によって構成され、総会の決定した基本方針および理事会の審議決定に基づき本会の運営を推進する. 2 幹事会は幹事長がこれを召集する. 3 幹事会の議長は幹事長とする. 4 幹事会の成立には幹事現在数の過半数の出席を必要とする.ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席者とみなす. 5 幹事会の議事は出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長がこれを決定する. 6 各委員会の委員長は、幹事会に出席し意見を述べることができる.	なし
本会はその運営等のため、理事会の議決を経て、各種の委員会を設けることができる. 2 委員会の委員は会長がこれを委嘱する. 3 委員の任期は2年を原則とし、4月1日に始まり翌々年の3月31日に終わる.ただし、再任は妨げないものとする.	第52条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から、理事会が選任する。 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
本会にはその目的達成のため、理事会の議決を経て、各種の分科会を設けることができる。分科会の運営に関しては別に定めるところによる。	設定なし
本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる. 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる. 3 本会の会計処理は事務局がこれにあたり理事会に報告する. 4 理事会は、年度終了後、決算報告を監事の意見を付して総会に提出し承認を受けなければいけない.	第44条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。 (事業計画及び収支予算) 第45条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成 し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
この規約を改正しようとするときは、総会の議決によらなければいけない.	第12条 社員総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名、(2) 理事及び監事の選任又は解任、(3) 理事及び監事の報酬等の額、(4) 貸借対照表及び 損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認、(5) 定款の変更、(6) 解散及び残余 財産の処分、(7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡、(8) 基本財産の処分の承認、(9) その他社員 総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項
	定に基づき本会の運営を推進する. 2 幹事会は幹事長がこれを召集する. 3 幹事会の議員は幹事長とする. 4 幹事会の成立には幹事現在数の過半数の出席を必要とする.ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席者とみなす. 5 幹事会の議事は出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長がこれを決定する. 6 各委員会の委員長は、幹事会に出席し意見を述べることができる. 2 委員会の委員は会長がこれを委嘱する. 3 委員の任期は2年を原則とし、4月1日に始まり翌々年の3月31日に終わる.ただし、再任は妨げないものとする.  本会にはその目的達成のため、理事会の議決を経て、各種の分科会を設けることができる. 2 委員会の委員は会長がこれを委嘱する. 3 委員の任期は2年を原則とし、4月1日に始まり翌々年の3月31日に終わる.ただし、再任は妨げないものとする.  本会にはその目的達成のため、理事会の議決を経て、各種の分科会を設けることができる. 3 か合会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる. 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる. 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる. 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる. 4 理事会は、年度終了後、決算報告を監事の意見を付して総会に提出し承認を受けなければいけない.

(付 則)	1. 発足時の幹事については、規約13条に係わらず、総会の決議を経て正会員の中から	
	選出する.	
	2. 本規約は、平成9年10月15日より施行する.	
	3. 本規約は、平成 11 年 9 月 18 日改正し施行する.	
	4. 本規約は、平成 13年9月 29日改正し施行する.	
	5. 本規約は、平成 14年 10月 5日改正し施行する.	
	6. 本規約は、平成 16年 10月1日改正し施行する.	
	7. 本規約は、平成 17年9月 30 日改正し施行する.	
	8. 本規約は、平成 18年9月 30日改正し施行する.	
	9. 本規約は、平成 19年9月 16日改正し施行する.	
	10. 本規約は、平成20年9月21日改正し施行する.	
	11. 本規約は、平成22年9月24日改正し施行する.	
	12. 本規約は、平成24年9月9日改正し施行する.	
	13. 本規約は、平成27年4月1日改正し施行する.	
	14. 本規約は、平成30年9月23日改正し施行する.	

# 1-5 第5号議案 2024年度(令和6年度)事業計画案

2024年度(令和6年度)は、2024年4月1日からスタートする。2024年度の事業計画について、以下に示す。

1. 会誌の発行

27 巻 1 号 (2024 年 7 月発行予定) 27 巻 2 号 (2025 年 1 月発行予定)

2. ニュースレターの発行

No. 105 (2024 年 5 月発行予定):第 27 回大会開催案内、行事開催案内、理事会報告等 No. 106 (2024 年 8 月発行予定):大会プログラム案内、総会開催案内、行事開催案内、理事会報告

築

No. 107 (2024年12月発行予定):総会・大会報告、行事開催案内、理事会報告等 No. 108 (2025年2月発行予定):海外学会等派遣者募集、行事開催案内、理事会報告等

3. ワークショップ等の開催

各委員会及び地域研究会の積極的な活動により、普及及び研修の企画を立ててワークショップ等 を実施する。

また、共催・後援に関しては、応用生態工学研究及び普及に関する行事について、積極的に企画・支援する。

- · 主催 · 共催行事
  - ① 第 27 回全国大会 (開催地:埼玉県(予定))
  - ② 第13回応用生態工学会全国フィールドシンポジウム (開催地:未定)
  - ③ 応用生態工学会 札幌:(未定)
  - ④ 応用生態工学会 仙台:(未定)
  - ⑤ 応用生態工学会 東京:(未定)
  - ⑥ 応用生態工学会 新潟:(未定)
  - ⑦ 応用生態工学会 長野:(未定)
  - ⑧ 応用生態工学会 富山:(未定)
  - ⑩ 応用生態工学会 金沢:(未定)
  - ⑪ 応用生態工学会 名古屋:(未定)
  - ⑩ 応用生態工学会 大阪:(未定)
  - ⑬ 応用生態工学会 広島:(未定)
  - (4) 応用生態工学会 松山:(未定)
  - ① 応用生態工学会 福岡:(未定)
  - ⑯ 応用生態工学会 那覇:(未定)
  - ⑰ 応用生態工学会 岡山:(未定)
- 後援行事

未定

# 1-6 第6号議案 2024年度(令和6年度)予算案

2024年度予算案は、引き続き収支を一致させる均衡予算とすることを基本に作成した。収入と支出のそれぞれについて、予算案の考え方は次のとおりである。

また、故廣瀬利雄氏からの遺贈金は別途基金として運用を検討しているため、通常の学会活動費としては計上していない。

#### ○収入

- ① 会費収入は、2023年6月30日時点の会員数に基づいて計上した。
- ② 事業収入の大会費については、2018年度・2019年度決算の平均額を計上した。
- ③ 助成金収入の河川基金については、2018年度・2019年度決算の平均額を計上した。また、その他の助成金については、コロナ感染の影響が収まったことから、2018年度・2019年度決算の平均額を計上した。
- ④ 次の科目については、以下のとおり計上した。
  - ・雑収入の会誌別刷り収入は、2021年度・2022年度決算の平均額を計上した。
  - ・会誌等販売収入は、2022年度の実績額を計上した。
- ⑤ 事業収入の地域講座参加費については、コロナ感染の影響が収まったことから、感染拡大前の 2018 年度・2019 年度決算の平均額を計上した。
- ⑥ 英文誌 LEE 購読料収入は ICLEE 国内運営委員会の方針が「2023 年度より LEE の個人購読料を無料とし、ICLEE 構成学会の学会員全員が LEE 誌を講読・投稿可能」になったため、冊子体希望者のオンデマンド印刷料のみ計上した。

### ○支出

- ① 管理費については、2023年度予算額と同額に加え会員管理システムの維持費を計上した。
- ② 会誌編集費は2019年度・2020年度決算の平均額を計上した。
- ③ 会議費のうちの総会費は、2023 年度予算と同額を計上した。 理事会費、幹事会費は、Web 会議多用の情勢を鑑み、年1回(全委員出席)の開催として計上した。
- ④ 委員会活動費は、次のとおりとした。
  - ・普及・連携委員会費は、活動費・地域イベント助成費については、2023 年度予算と同額を計上した。
  - ・国際交流委員会費は、国際シンポジウムの開催年ではないため、国際シンポ経費は計上しない。
  - ・情報サービス委員会費は、活動費、ホームページ管理費とも、2023年度予算と同額を計上した。
  - ・将来構想委員会費は、2023年度予算と同額を計上した。
  - ・技術援助委員会費は、2017年度~2022年度同様、ゼロ計上とした。
  - ・テキスト刊行委員会費は、活動費については「水田環境」テキストの会議費用等を考慮し、2023 年度予算と同額を計上した。
  - ・企画運営委員会は、連続セミナー開催費(1回分)を計上した。
  - ・海外派遣費は、毎年度と同額の予算を計上した。

- ・災害調査団派遣に伴う災害調査費については、当初予算はゼロ計上であるが大規模災害が発生し 理事会において災害調査団派遣が決定された場合は、一調査団当り 100 万円程度までの範囲で災 害調査費を予算措置できることとする。
- ⑤ 大会費は、現地単独開催を行った 2018 年度・2019 年度決算の平均額を計上した。
- ⑥ 地域研究会費用は、2018年度・2019年度決算の平均額を計上した。
- ⑦ HP整備費は、ホームページの整備費用として、2023年度執行見込額と同額を計上した。
- ⑧ その他費用は、事業費の中で他項目以外に突発的に発生する費用(ただし、災害調査の費用を除く)に対応する予算科目として、予備的経費を計上することとしている。Web 対応に必要な Zoom ライセンス料と当期収支差額が 0 円となる範囲で、可能な金額を計上した。
- ⑨ 英文誌関連費の LEE 購読料支払いは、収入額と同額とした。 ICLEE 事務局維持費は、必要額を計上した。

以上により設定した結果、2024年度予算案は、収入、支出ともに 18,947,920 円、収支差額 0 円の均 衡予算となっている。

科目		2024年度	202	3年度	2022年度	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度
14 🗅	予算(案)	設定根拠	予算	執行見込額	決算	決算	決算	決算	決算
収 入	18,947,920		18,937,880	18,947,880	14,341,064	18,406,506	13,234,170	18,769,068	18,908,461
会費収入	12,006,000		11,946,000	12,006,000	11,705,650	14,062,110	10,313,780	11,029,910	11,522,474
正会員会費	5,178,000	863人×6,000(2023/6/30現在)	5,292,000	5,178,000	4,931,650	5,396,440	5,173,780	5,272,440	5,366,398
学生会員会費	228,000	114人×2,000(2023/6/30現在)	154,000	228,000	174,000	166,000	140,000	157,800	156,400
賛助会員会費	6,600,000	66 □ × 100,000	6,500,000	6,600,000	6,600,000	8,499,670	5,000,000	5,599,670	5,999,676
雑収入	450,120		450,080	450,080	636,024	407,901	1,082,080	130,022	902,368
会誌別刷り収入	450,000	2021・2022年度決算の平均額を計上	450,000	450,000	560,450	329,890	584,028	129,600	860,436
受取利息	120	2021・2022年度決算の平均額を計上	80	80	154	77	79	62	12,216
その他	0		0	0	75,420	77,934	497,973	360	29,716
事業収入	4,083,000		4,133,000	4,083,000	437,870	3,399,085	183,170	4,624,396	3,743,100
大会費	2,783,000	2018・2019年度決算の平均額を計上	2,783,000	2,783,000	0	2,135,000	0	3,029,500	2,671,000
大会(研究発表会)参加費	2,000,000	2018・2019年度決算の平均額を計上	2,000,000	2,000,000	0	2,089,000	0	2,053,500	2,024,000
エクスカーション参加費	33,000	2018・2019年度決算の平均額を計上	33,000	33,000	0	1,000	0	39,000	27,000
大会(懇親会)参加費	750,000	2018・2019年度決算の平均額を計上	750,000	750,000	0	0	0	937,000	620,000
大会(企業展示)参加費	0		0	0	0	45,000	-	_	_
地域講座参加費	1,200,000	2018・2019年度決算の平均額を計上	1,200,000	1,200,000	337,870	377,585	32,600	1,410,096	912,100
会誌等販売収入	100,000	2022年度実績額を計上	150,000	100,000	100,000	886,500	150,570	184,800	160,000
英文誌関連収入	8,800		8,800	8,800	61,520	317,410	265,140	357,740	495,810
LEE購読料	8,800	冊子希望者2冊分を計上	8,800	8,800	61,520	317,410	265,140	357,740	495,810
LEE広告掲載収入	0		0	0	0	0	0	0	0
助成金収入	2,400,000		2,400,000	2,400,000	500,000	220,000	1,390,000	2,627,000	2,244,709
河川基金	1,000,000	2018・2019年度決算の平均額を計上	1,000,000	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000	1,000,000
助成金	1,400,000	2018・2019年度決算の平均額を計上	1,400,000	1,400,000	500,000	220,000	390,000	1,627,000	1,244,709
寄付金	0		0	0	0	0	0	0	0
遺贈金事務費収入	0		0	0	1,000,000				
廣瀬利雄遺贈金(事務費)	0		0	0	1,000,000				
支 出	18,947,920		18,937,880	18,947,880	16,632,481	13,985,334	11,727,515	18,631,480	17,240,823
管理費	7,750,000	2023年度予算額と同額に加え 会員管理システムの維持費を計上	7,000,000	7,220,000	8,000,287	6,887,882	6,501,100	6,294,502	6,387,076
事業費	11,039,120		11,779,080	11,569,080	8,149,962	6,589,886	4,279,225	11,337,665	9,969,403
会誌編集費	2,300,000	2019・2020年度決算の平均額を計上	2,300,000	2,300,000	4,881,035	3,020,675	2,438,307	2,190,656	2,676,258
ニュースレター発行費	0		0	0	0	0	0	0	0
会員募集費	0		0	0	0	0	0	0	0
会議費	550,000		550,000	550,000	881,241	0	0	914,486	939,001
総会費	50,000	2023年度予算額と同額を計上	50,000	50,000	0	0	0	58,536	39,403
理事会費	250,000	2023年度予算額と同額を計上	250,000	250,000	713,197	0	0	395,096	484,396
幹事会費	250,000	2023年度予算額と同額を計上	250,000	250,000	168,044	0	0	460,854	415,202

委員会活動費	1,840,000		3,250,000	3,250,000	632,844	311,419	401,007	3,379,087	1,197,729
委員会関係費	1,640,000		3,050,000	3,050,000	632,844	311,419	401,007	3,179,087	997,729
普及•連携委員会費	1,000,000		1,000,000	1,000,000	522,570	300,000	161,850	964,966	977,129
活動費	300,000	2023年度予算額と同額を計上	300,000	300,000	272,570	0	41,850	364,966	277,129
地域イベント助成費	700,000	2023年度予算額と同額を計上	700,000	700,000	250,000	300,000	120,000	600,000	700,000
国際交流委員会費	100,000		1,600,000	1,600,000	0	0	0	1,421,449	0
活動費	100,000	2023年度予算額と同額を計上	100,000	100,000	0	0	0	0	0
国際シンポ経費	0	開催年を参考に計上	1,500,000	1,500,000	0	0	0	1,421,449	0
情報サービス委員会費	50,000		50,000	50,000	0	11,419	73,483	38,660	20,600
活動費	30,000	2023年度予算額と同額を計上	30,000	30,000	0	11,419	52,883	16,460	0
ホームページ管理費	20,000	2023年度予算額と同額を計上	20,000	20,000	0	0	20,600	22,200	20,600
将来構想委員会費	10,000	2023年度予算額と同額を計上	10,000	10,000	0	0	0	0	0
技術援助委員会費	0		0	0	0	0	0	0	0
活動費	0		0	0	0	0	0	0	0
テキスト刊行委員会費	280,000		280,000	280,000	0	0	31,899	574,988	0
活動費	180,000	テキスト勉強会講師派遣旅費(3回分)	180,000	180,000	0	0	31,899	515,148	0
テキスト刊行費	100,000	テキスト刊行に係る旅費・謝金	100,000	100,000	0	0	0	59,840	0
企画運営委員会費	100,000	連続セミナー開催(1回分)	10,000	10,000	0	0	0	36,300	0
災害対応委員会費	100,000		100,000	100,000	110,274	0	133,775	142,724	0
活動費	100,000	調査団派遣の検討会旅費等	100,000	100,000	0	0	0	3,000	0
災害調査費	0		0	0	110,274	0	133,775	139,724	0
海外派遣費	200,000	毎年予定額	200,000	200,000	0	0	0	200,000	200,000
大会費	2,733,000	2018・2019年度決算の平均額を計上	2,733,000	2,733,000	171,730	2,078,511	409,452	1,767,449	3,187,001
公開シンポジウム	. ,	2018・2019年度決算の平均額を計上	1,000,000	1,000,000	6,540	687,277	0	6,000	1,299,193
研究発表会	, ,	2018・2019年度決算の平均額を計上	1,000,000	1,000,000	165,190	1,391,234	409,452	786,854	1,284,757
エクスカーション	•	2018・2019年度決算の平均額を計上	33,000	33,000	0	0	0	169,096	73,180
大会懇親会費	,	2018・2019年度決算の平均額を計上	700,000	700,000	0	0	0	805,499	529,871
地域研究会費用	. ,	2018・2019年度決算の平均額を計上	1,800,000	1,800,000	961,612	750,281	423,974	3,085,987	1,839,799
HP整備費等(2022~その他費用と分離)		HP更新検討	600,000	100,000	0	429,000	606,485	0	129,615
その他費用	, ,	Zoomライセンス、その他	546,080	836,080	621,500				
英文誌関連費	158,800		158,800	158,800	471,200	475,600	484,400	469,680	761,100
LEE購読料支払い	-,	冊子希望者2冊分を計上	8,800	8,800	471,200	325,600	334,400	319,680	611,100
ICLEE事務局維持費	150,000	毎年必要額	150,000	150,000	0	150,000	150,000	150,000	150,000
その他の支出	0		0	0	11,032	31,966	462,790	·	123,244
前払費用	0		0	0	0	0	426,900	477,974	
源泉所得税預り金	0		0	0	0	0	0	17,969	0
返金等	0		0	0	11,032	31,966	35,890	33,690	123,244
当期収支差額	0		0	0	△ 2,291,417	4,421,172	1,506,655	137,588	1,667,638

# 2 報告事項

# 2-1 2022 年度 (令和 4 年度度) 事業報告

資料一9

# (1)一般経過報告

2022 年度(令和4年度:2022年4月1日~2023年3月31日)の一般経過と、2023年度(令和5年度:2023年4月1日~)の一般経過及び今後の予定を報告する。

# 2022年度(令和4年度)行事の経過

4. 1	2022 年度(令和 4 年度)開始
4.7~15	第 115 回理事会(メール会議)
4. 16	第 5 回 ELR2022 実行委員会
4. 26	ニュースレター96 号発行
5. 11	第 93 回幹事会
6. 9	第 116 回理事会
6. 22	ニュースレター97 号発行
7. 13	第 94 回幹事会
8. 4	第 117 回理事会
8. 25	ニュースレター98 号発行
8. 31	会誌「応用生態工学」Vol. 25-1 発行
9. 20~23	3 学会合同大会 (ELR2022 つくば) 開催 (つくば国際会議場) 9月20日(火):エクスカーション 9月21日(水):各種委員会、研究集会、公開シンポジウム 9月22日(木):研究発表、企業展示、研究集会 9月23日(金):研究発表、企業展示、研究集会、各学会総会、 大会期間中に総会、幹事会、理事会、各委員会を開催
11 月	幹事会
12 月	理事会
12 月	ニュースレター99 号発行
1月	幹事会
1月	会誌「応用生態工学」Vol. 25-2 発行
2月	理事会
2月	ニュースレター100 号発行
3. 31	2022 年度(令和 4 年度)終了

# 2023 年度(令和5年度)行事経過と今後の予定

4月	2023 年度(令和 5 年度)開始 4/11 法人化等 WG 4/12-18 第 122 回理事会(メール会議) 4/13 第 14 期次期役員募集・推薦委員会(第 1 回)
5 月	5/9 企画運営委員会 5/17 法人化等 WG 5/26 第 98 回幹事会 5/26 ニュースレター101 号発行
6月	6/1 法人化等 WG 6/21 第 123 回理事会
7月	7/4 法人化等 WG 7/6 第 14 期次期役員募集・推薦委員会(第 2 回) 7/21 第 99 回幹事会 7/25 第 14 期次期役員募集・推薦委員会(第 3 回)
8月	8/3 法人化等 WG 8/9 ニュースレター102 号発行 会誌 「応用生態工学」Vol. 26-1 発行 8/3-9 第 124 回理事会(メール会議) 8/28 法人化等 WG 8/31 第 125 回理事会
9月	9/20-23 応用生態工学会第 26 回大会(京都大会) (京都大学宇治キャンパス) 9/20-9/22 口頭発表、自由集会、ポスター発表、公開シンポジウム 9/22 総会、理事会・幹事会合同会議、各委員会を開催 9/23 エクスカーション
11月	ニュースレター103 号発行
1月	第 101 回幹事会
2月	第 127 回理事会 会誌「応用生態工学」Vol. 26-2 発行 2024 年度海外学会等への派遣員の募集
3 月	ニュースレター104 号発行 2023 年度(令和 5 年度)終了

# (2) 会員状況報告(2023年6月30日現在)

# (1) 個人会員

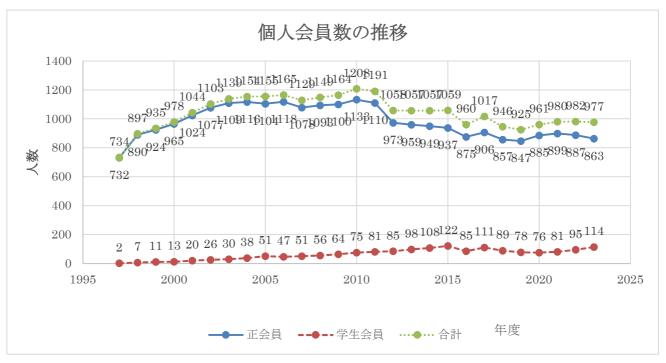
- ・個人会員は、前年度末現在の会員数に新規入会者数と退会者数の差分を加えて今年度の会員数を算出 している。
- ・退会者数には、退会を申し出た者と本人からの退会の申し出はないが会費の長期滞納、配達不能による会誌の返送、メール配信不能等の会員に対して退会処理を行った者が含まれる。これまで退会処理は、2012年度末、2016年度末、2018年度末に実施した。その都度、会員数が大きく減少することとなったが、会員数と会費収入の乖離が是正された。

現在は随時退会処理を実施していることから大きな変動は見られない。

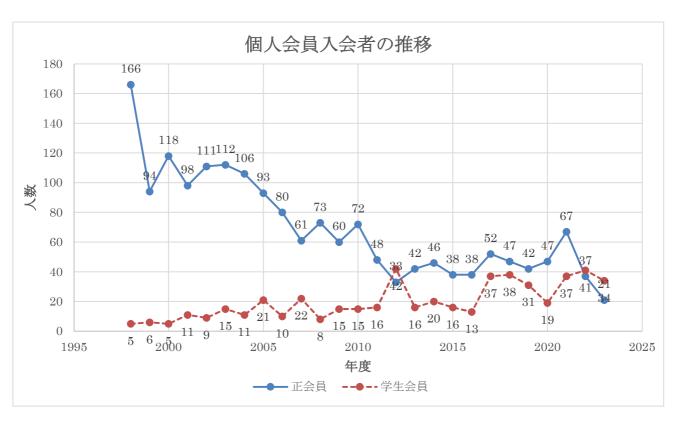
会員の中には、大会時の研究発表のために当該年度のみ入会する場合が少なからず見受けられることに留意する必要がある。

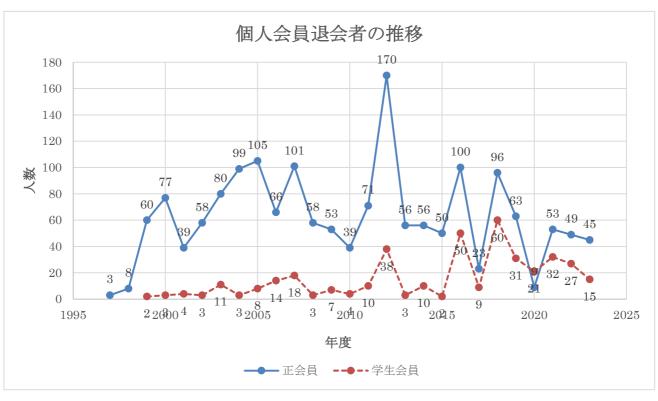
- ・個人会員は、会費収入と整合する人数が重要であり、そのような観点から実態のある会員数を把握していくことが必要である。
- ・学会に対する社会的な関心・評価という点では、新規入会者の推移が一つの指標になると考えられる。

個人会員数 の変遷	年度	正会員	学生会員	合計
発足時	1997	732	2	734
最多時	2010	1, 133	75	1, 208
最少時	2020	847	78	925
現在	2023	863	114	977



注:2012 年度、2016 年度、2018 年度の会員数の減少は、会員の申し出に加えて退会処理を行ったことによる。





	年月	度別入会	:者	年	F度別退会 <sup>は</sup>	者	在籍会員(年度)		
	正会員	学生	小計	正会員	学生	小計	正会員	学生	合計
1997	735	2	737	3		3	732	2	734
1998	166	5	171	8		8	890	7	897
1999	94	6	100	60	2	62	924	11	935
2000	118	5	123	77	3	80	965	13	978
2001	98	11	109	39	4	43	1024	20	1044
2002	111	9	120	58	3	61	1077	26	1103
2003	112	15	127	80	11	91	1109	30	1139
2004	106	11	117	99	3	102	1116	38	1154
2005	93	21	114	105	8	113	1104	51	1155
2006	80	10	90	66	14	80	1118	47	1165
2007	61	22	83	101	18	119	1078	51	1129
2008	73	8	81	58	3	61	1093	56	1149
2009	60	15	75	53	7	60	1100	64	1164
2010	72	15	87	39	4	43	1133	75	1208
2011	48	16	64	71	10	81	1110	81	1191
2012	33	42	75	170	38	208	973	85	1058
2013	42	16	58	56	3	59	959	98	1057
2014	46	20	66	56	10	66	949	108	1057
2015	38	16	54	50	2	52	937	122	1059
2016	38	13	51	100	50	150	875	85	960
2017	52	37	89	23	9	32	906	111	1017
2018	47	38	85	96	60	156	857	89	946
2019	42	31	73	63	31	94	847	78	925
2020	47	19	66	21	18	39	885	76	961
2021	67	37	104	53	32	85	899	81	980
2022	37	41	78	49	27	76	887	95	982
2023	21	34	55	45	15	60	863	114	977
計	2537	515	3052	1699	385	2084			
注:正会員数には名誉会員を含む									

### (2) 賛助会員

- ・賛助会員数は、設立年(1997年)の入会は53法人を数えたが、その後はおおむね連続して減少傾向を続け、2012年度末には25法人38口まで減少した。
- ・その後、賛助会員サービスの向上に向けた取り組み等、関係者の努力の結果、2013年度以降は増加に転じ、現在では47法人66口まで回復した。

賛助会員の変遷

	年度	法人 数	口数
発足時	1997	53	72
最多時	1999	60	81
最少時	2012	25	38
現在	2023	47	66



# 賛助会員数・口数の推移

# 賛助会員名簿

賛助会員数・口数の推移								
左车	賛助会員	П						
年度	数	数						
1997	53	72						
1998	57	76						
1999	60	81						
2000	58	79						
2001	54	75						
2002	51	71						
2003	49	69						
2004	52	74						
2005	47	64						
2006	41	58						
2007	36	53						
2008	33	48						
2009	33	48						
2010	29	42						
2011	26	39						
2012	25	38						
2013	28	43						
2014	32	47						
2015	33	50						
2016	37	54						
2017	37	54						
2018	42	60						
2019	43	62						
2020	44	63						
2021	44	63						
2022	46	65						
2023	47	66						

番号	名称	口数
7		
1	株式会社ニュージェック	2
2	公益財団法人リバーフロント研究所	2
3	株式会社東京建設コンサルタント	1
4	八千代エンジニヤリング株式会社	2
5	パシフィックコンサルタンツ株式会社	3
6	株式会社建設環境研究所	3
7	西日本技術開発株式会社	1
8	株式会社建設技術研究所	3
9	一般財団法人国土技術研究センター	1
10	一般財団法人水源地環境センター	3
11	いであ株式会社	2
12	株式会社日水コン	1
13	株式会社北海道技術コンサルタント	1
14	日本工営株式会社	2
15	応用地質株式会社	3
16	株式会社ドーコン	2
17	中電技術コンサルタント株式会社	1
18	公益財団法人河川財団	1
19	株式会社エイト日本技術開発	1
20	国際航業株式会社	1
21	株式会社開発工営社	1
22	大成建設株式会社	1
23	北電総合設計株式会社	1
24	一般財団法人日本ダム協会	2
25	一般社団法人流域水管理研究所	1
26	株式会社修成建設コンサルタント	1
27	一般社団法人北陸地域づくり協会	1
28	一般社団法人四国クリエイト協会	1
29	一般社団法人東北地域づくり協会	2

30	電源開発株式会社	1
31	株式会社地域環境計画	1
32	株式会社大林組	1
33	一般財団法人北海道河川財団	2
34	一般財団法人石狩川振興財団	1
35	鹿島建設株式会社	1
36	独立行政法人水資源機構	1
37	株式会社生物技研	1
38	日本振興株式会社	1
39	一般財団法人河川情報センター	1
40	一般財団法人日本建設情報総合センター	1
41	株式会社復建技術コンサルタント	1
42	株式会社北開水工コンサルタント	1
43	株式会社アイ・ディー・エー	1
44	中央復建コンサルタンツ株式会社	1
45	株式会社ゴーフォトン	1
46	共和コンクリート工業株式会社	1
47	アジア航測株式会社	1
	47 法人	66 □

# (3) LEE 冊子体購読者数 (2023年6月30日現在)

※ 2023 年度から LEE オンライン版について、全ての会員は無料で閲覧可となった。

会員・名誉会員4名学生会員1名法人0団体

計 5名

# (3)総会・理事会・幹事会・委員会の開催状況報告

### 1) 総会

・第26回総会(つくば国際会議場) 2022年9月23日(金)

報告事項:2021年度(令和3年度)事業報告

第13期委員会委員選出報告

国際誌 LEE の運営について

2023 年全国大会(開催案)

審議事項:2021年度(令和3年度)決算・監査報告

(参考) 2022 年度(令和4年度)事業実施状況・収支見込み

2023年度(令和5年度)事業計画案

2023年度(令和5年度)予算案

#### 2) 理事会

- ・第 118 回理事会・第 95 回幹事会 合同会議 2022 年 9 月 23 日 (金) 事務局次長の選任/事務局長の退任・選任
- ・第 119 回(メール会議) 2022 年 10 月 31 日 (月) ~11 月 11 日 (金) ELR2022 自由集会「アニマルウェルフェアの考え方に配慮した動物実験および調査を考える」 の支出項目について
- ・第 120 回(メール会議) 2022 年 11 月 24 日 (木) ~11 月 28 日 (月) ELR2022 大会費用支払の立替について
- ・第 121 回(Web 会議) 2023 年 2 月 28 日 (火) 河川功労者の推薦、次期役員募集・推薦委員会、故廣瀬利雄元会長ご遺贈金の管理及び使途、 学会の法人化、ICLEE 理事の交代、2023 京都大会の企画、会誌の冊子体廃止に関する提言
- ・第 122 回(メール会議) 2023 年 4 月 11 日 (火) ~4 月 18 日 (火) 第 13 期委員会委員の選出について(人事異動に伴う幹事・委員の選出)
- ・第 123 回(東北大学東京分室会議室) 2023 年 6 月 21 日 (水) 第 26 回大会(京都)計画、2023 年度海外学会等への派遣者の選考結果、次期役員候補募集の状況、各委員会報告、2022 年度(令和 4 年度)決算報告、第 27 回大会について、法人化等 WG について
- ・第124回(メール会議) 2023年8月3日(木)~9日(水)平成29年九州北部豪雨災害調査フォローアップ調査研究会の提案について
- 第 125 回 (Web 会議) 2023 年 8 月 31 日 (木)

#### 3) 幹事会

- ・第 95 回幹事会・第 118 回理事会 合同会議 2022 年 9 月 23 日 (金) 事務局次長の選任/事務局長の退任・選任
- 第96回(メール会議) 2022年11月24日(木)~11月28日(月)
   ELR2022大会費用支払の立替について
  - ・第 97 回 (Web 会議) 2023 年 1 月 13 日 (金)

河川功労者の推薦、故廣瀬利雄元会長ご遺贈金の管理及び使途、学会の法人化、ICLEE 理事の 交代

• 第 98 回 (Web 会議) 2023 年 5 月 26 日 (金)

第 26 回大会(京都)計画、2023 年度海外学会等への派遣者の選考結果、次期役員候補募集の状況、各委員会報告、2022 年度(令和 4 年度)決算報告、第 27 回大会について、法人化等 WG について

・第99回 (Web 会議) 2023年7月21日 (金)

第 26 回大会(京都)概要、次期役員候補募集の状況、会員状況報告、各委員会報告、2023 年度 (令和 5 年度)収支見込み、2024 年度(令和 6 年度)事業計画案、2024 年度(令和 6 年度)予算 案、国際誌 LEE の幹事の交代、第 27 回大会について、法人化等 WG について

#### 4)委員会

### 会誌編集委員会

(2022年度)

- ・編集幹事会 (Web 開催) 2022 年 6 月 9 日 (木) 18:00~20:00 25 巻 2 号以降の特集 (海岸・東日本大震災) 進捗、特集企画 (アニマルウェルフェア等)、 ELR2022 での投稿促進策の実施、データペーパー検討、編集事務局体制、冊子体の継続、 JSTAGE 掲載論文 PDF の設定
- ・第1回 (Web 開催) 2022 年 9 月 13 日 (火) 17:00~19:00 会誌刊行・早期公開実施状況、特集の進捗・企画の状況、投稿促進策の継続(ELR2022、メーリングリスト)、データペーパーの検討の進め方、冊子体継続・廃止検討、書評の JSTAGE 掲載、引用文献の記載方法、編集事務局体制 (2023 年度)
- ・編集幹事会(Web 開催) 2023年5月19日(木) 17:00~19:00 26巻1号の掲載数、26巻2号以降の会誌の編集(特集)、京都大会国際シンポの報告、投稿促進策の検討(京都大会での投稿推薦)、投稿規程改定案、データペーパー、オープンアクセス対応、ジャーナルコンサルティング申請、編集事務局体制、海外問合せメールへの対応、2023年度編集委員会開催時期
- ・第1回(Web 開催) 2023 年 10~11 月 (調整中) 特集企画、投稿促進策の実施状況 (京都大会)、投稿規程改定案 (ジャーナルコンサルティン グ経過報告)

#### 普及・連携委員会

- 第1回 2022年9月21日(木)11:00~13:00
   対面・オンライン(応用生態工学会 ELR2022つくば大会期間中)
   2022年の活動報告および予定、フィールドシンポジウムの開催計画、高校生への学会アピールについて、賛助会員および地域賛助会員について
- ・第2回 2022年11月4日(土)16:15~17:30 対面・オンライン(フィールドシンポジウムin滋賀・天野川終了後)

2022年の活動報告および予定、来年度のフィールドシンポジウムの開催、高校生への学会ア ピールについて

#### (地域研究会)

2022 年 8 月 26~9 月 6 日 令和 4 年度 仙台湾南部海岸プロジェクトフィールド調査

(応用生態工学会 仙台)

2022 年 10 月 13 日 これからの生物多様性を富山で考える

(応用生態工学会 富山)

2022 年 10 月 24~25 日 応用生態工学会若手の集い

(応用生態工学会 福岡)

2022 年 11 月 4 日 フィールドシンポジウム in 天野川(滋賀県) (応用生態工学会 大阪)

2022 年 11 月 14~15 日 第 20 回北信越現地ワークショップ in 新潟「越後平野における生態系

ネットワークとグリーンインフラ」

(応用生態工学会 新潟)

2022年11月25日 トキを育む里山づくり

(応用生態工学会 金沢)

2023年1月21日 福井県におけるコクチバスの分布状況と駆除事業の現状

(応用生態工学会 福井)

2023年2月5日 第9回遠賀川中島自然再生勉強会

(応用生態工学会 福岡)

2023年3月10日 さくら湖自然環境フォーラム2022<協力>

(応用生態工学会 仙台)

2023年3月23日 流域治水の推進と国土管理 <協力> (応用生態工学会 名古屋)

#### 国際交流委員会

・ICLEE2022 実行委員会 2022 年 5 月~11 月

国際交流委員会メンバーのうち3名の委員および理事,幹事1名ずつがICLEE2022 実行委員会 へ参画し、その運営に携わった.

・オンライン会議 2022 年 9 月 26 日

応用生態工学会国際シンポジウムに関するオンライン会議。国際シンポジウムの開催方法、開 催テーマ、開催時期について検討を行った.

・メール会議 2022 年 4 月 7 日~4 月 27 日

2021年度海外学会等への派遣者の募集へ3名の応募があり、その審査を行い、派遣者を選定し た.

### 情報サービス委員会

・HPの更新、京都大会実行委員会に対応した。

#### 将来構想委員会

(2022年度)

・会議 (オンライン) 2022 年 12 月 9 日 15:00~17:00

第 117 回理事会(2022. 8.4)で検討要請を受けた「女性会員の割合を増やす方策」、「高校生のキ ャリアパス支援の検討」について意見交換

(2023年度)

・会議 (オンライン) 2023年5月11日 15:00~17:00

第121回理事会(2023.2.28)での意見等を踏まえ、「若手のキャリアパス形成に向けた支援策 の検討」、「支援策を具体化するための枠組み(キャリアパス委員会設置)」について意見交換

#### テキスト刊行委員会

1. 委員の交代

職場での異動のため委員の1名が以下のように交代した(令和5年4月) 信田智 → 舛田直樹(国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 技術調整官)

- 2. 各テキスト刊行企画の進捗(令和5年6月現在)
- 1) テキスト「中小河川の川づくり」

流域治水における中小河川のあり方について、現在進行中の関連する研究成果も取り込みながら、年数回程度、編集幹事で議論を重ねなる。なお、編集委員の体制も一部変更しつつ進めることとしている。

2) テキスト「河川汽水域」

関連する手引書が国土交通省で検討されているため保留。手引書の内容が公開された後 に、本テキストの具体的な内容を検討する。

3) テキスト「水田環境の保全と再生」

昨年に章構成と著者の調整を行い、昨年9月に出版社(技報堂出版)より各著者に執筆を依頼した。原稿の提出が遅れ気味の章があったため原稿の締切を延長したが、現在までに7割程度の原稿が提出され、原稿が揃った章から編集査読に着手している。今年度中の出版を目指している。

3. テキストの 香読 (方針)

昨年度の幹事会および理事会での議論を踏まえて、以下のように査読を進める方針とした。テキスト「水田環境の保全と再生」の査読もこの形に沿って実施中である。

- ・ 査読方針として原案に記載した文言「最新の知見が盛り込まれているかを確認する」は削除する
- ・テキストの査読は技術査読と構成査読を各1名(合計2名)で実施
- ・ 著者であっても、他者が執筆した部分は査読可能とする
- ・実施手順:技術査読 → 構成査読 → コメントをまとめて著者に修正依頼
- ・著者の場合は査読者としての記名はなしとするが、著者や編者以外に依頼した場合は、氏名を 掲載する方向で検討する
- ・ 査読依頼などの原稿のハンドリングは本委員会と編集委員会の間で調整しながら進める
- 4. 刊行済みのテキストの販売状況

テキスト「河道内氾濫原の保全と再生」(シリーズ1号)の販売部数は718部(令和5年5月末時点)。残部は461部で、損益分岐点は約800部となっている。

- 5. 今後の予定
- ・テキスト「水田環境の保全と再生」の編集・査読の支援
- ・テキスト「中小河川の川づくり」・「河川汽水域」の企画支援
- 9月の全国大会での委員会開催 テキスト刊行支援、新企画検討、テキスト活用案の検討(他の委員会や活動との連携、 必要に応じて応用生態工学教科書の企画検討など

#### 災害対応委員会

· 2023 年 4 月 5 日 13 時~14 時 30 分 WEB 開催

(災害対応についての) コンサルタントと本省へのヒアリング結果の共有

今後災害調査の必要性が生じた際の災害対応委員会の対応方針

〈委員会とりまとめ案〉

- ・災害発生後に、委員から提案を受けた際には、メール等を利用して、臨時の災害対応委員会 を開催する。そこで先遣隊派遣の必要性があると判断された場合、災害対応委員会から、国 交省環境課に連絡し、受け入れの可否および地域アドバイザーについて照会する。その他に ついて取りまとめた。
- ・2023 年 7 月 14 日~17 日 臨時委員会 (メールによる審議)
  - ・委員からの提案を受けて、6月下旬から7月にかけての大雨により発生した筑後川流域の災害現場への、調査先遣隊派遣の是非について審議を実施。
  - ・先遣隊派遣を行う方針で臨むと決議し、国交省に連絡。
- · 2023 年 7 月 20 日 対応結果
  - ・九州地方整備局より、筑後川流域河川においては、大規模な施設被災はなく、調査要請の必要性は現段階では判断しかねるとして、派遣依頼はしないという返答があったため、学会としての先遣隊派遣は見送ることとなった。

#### 企画運営委員会

- ・令和4年度第1回企画運営委員会(Web 開催) 2022年6月28日(火) 第5次中期計画における委員会担当アクションプログラムを踏まえて、企画運営委員会の活動 方針について意見交換をおこなった。
- ・令和4年度第2回企画運営委員会(Web 開催) 2023年1月20日(金) 地域賛助会員、会員管理システム他について意見交換を行い、それぞれ検討を進めることとした。
- ・令和5年度第1回企画運営委員会(Web 開催) 2023年5月9日(火) 地域賛助会員については賛否が分かれたが、幹事会・理事会に報告し意見を求めることとし た。会員管理システムについては、導入の方向について幹事会・理事会の意見を求めることと した。大会運営をサポートするシステムの必要性について意見は一致し、論点整理資料を作成 して幹事会に提出することとした。

### 第26回大会(京都)実行委員会

- ・第1回 (対面+Web) 2022年12月26日(月)9:30~12:30 実行委員の自己紹介、公開シンポジウムに係る情報共有、前回大会からの引継ぎ事項の確認、 実行委員・役割分担別の既決事項の共有、今後のスケジュール案の共有、会場見学他
- ・第2回 (Web 開催) 2023 年 3 月 10 日 (金) 10:00~12:00 実行委員・役割分担の確認・調整、大会予算案の共有及び議論、公開シンポジウムに関する検 討状況の共有、エクスカーションのルート案共有、R5 京都大会の表彰運営体制の協議等
- ・第3回 (Web 開催) 2023年4月26日 (水) 10:00~12:00 マイルストーンの共有、大会予算案更新版の共有及び大会料金の議論、企業展示及びバナー広告の募集方法等に関する議論、公開シンポジウムのスピーカー及び開催テーマの共有等
- ・第4回(対面+Web 開催) 2023年7月7日(金) 16:00~18:00 公開シンポジウム会場(きはだホール)の設備確認とzoom接続デモ、マイルストーンの共有、 会場部会・ポスター部会等の今後の作業予定の共有、参加申込みフォームの項目検討他

# (4)会誌「応用生態工学」編集状況報告(21巻以降)

# 1) 会誌発行状況 (2023年8月4日現在)

	VIVE (2020   0 /) 1 H-701	—,	1
巻・号	発行日 (J-Stage 本公開日)	掲載論文数	特集等
21 巻 1 号	2018年7月28日 (2018年9月10日)	9 (原 2,事 3,短 2,レ 1,ト 1)	
21 巻 2 号	2019年1月28日 (2019年4月10日)	10 (原 6,事 2,短 1,レ 1)	
22 巻 1 号	2019年7月28日 (2019年9月10日)	10 (原 2,事 4,短 1,総 1,レ 1,意 1)	
22 巻 2 号	2020年3月28日 (2020年4月25日)	7(原 1,事 3,短 2,意 1)	
23 巻 1 号	2020年9月28日 (2020年11月30日)	23 (原 4,事 1,短 3,レ 1,意,ト 1,特 13)	特集「2017 九州北部豪雨災 害」ミニ特集「霞ヶ浦の生態 系サービス評価」
23 巻 2 号	2021年2月28日 (2021年4月6日)	16 (原 3,事 3,短 2,レ 1,特 7)	特集「ICT 技術の活用」
24 巻 1 号	2021年7月28日 (2020年10月1日)	10 (原 1,事 4,特 5)	特集「水田生態系」
24 巻 2 号	2022年3月31日 (2022年4月20日)	17 (原 4,総 1,事 8,レ 2,意 1,ト 1)	
25 巻 1 号	2022年8月31日 (2022年10月5日)	5(原 1,短 1,事 1,書 1,追 1)	
25 巻 2 号	2023年3月31日 (2023年4月25日)	13(原 2,短 1,事 1,レ 2,特 7,書)	特集「東日本大震災関連」
26 巻 1 号	2023年7月31日 (2023年9月 日)	4 (原 1,短 1,事 1,書 1)	
26巻2号	2024年2月日 (2023年3月日)		特集「アニマルウェルフェア (仮)」

※原:原著、短:短報、総:総説、事:事例研究、レ:レポート、ト:トピックス、意:意見、書:書評、特:特集 追:追悼文

# 2)論文投稿状況と平均査読日数\*1 (2016年以降、2023年8月4日現在)

年	総数	受理数	不採択数※2	校閲中数	採択率	英文	平均查読 日数 <sup>※3</sup>
2016	26	18	8	0	69.2	0	43
2017	38	30	8	0	78.9	0	48
2018	27	20	7	0	74.1	0	41
2019	36	28	8	0	77.8	0	44
2020	44	30	14	0	68.2	0	35
2021	35	22	9	0	74.3	1	46
2022	23	15	8	0	65.2	0	40
2023	11	5	3	3	62.5	0	42

<sup>※2018</sup>年5月からJ-Stage搭載後ただちに公開、2021年4月から早期公開開始。

<sup>※1</sup> 投稿後の初回判定までの期間 ※2 取り下げ(要修正の判定後に修正投稿辞退)含む

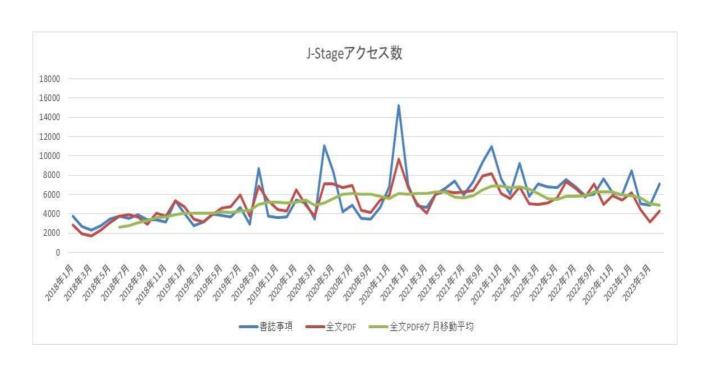
### 3)JSTAGE アクセスレポート

2018年1月以降のJSTAGEでの論文の完全公開前後のアクセス状況は以下のとおりである。移動平均でみると2018年以降の増加傾向は落ち着き、近年はPDFの閲覧は4000~6000件/月程度で、概ね横ばいで推移している。

(2018年1月~2023年4月)

	2018年1	2018年2	2018年3	35 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	2018年5	2018年6	2018年7	2018年8	2018年9	2018年	2018年	2018年
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	10月	11月	12月
書誌事項	3775	2716	2328	2807	3460	3755	3518	3878	3390	3353	3124	5362
全文PDF	2882	1945	1708	2321	3112	3771	3933	3720	2896	4052	3733	5374
	2019年1	2019年2 月	2019年3	2019年4	2019年5	2019年6	2019年7	2019年8	2019年9 月	2019年	2019年 11月	2019年 12月
書誌事項	4091	2760	3148	3973	3875	3672	4676	2926	8678	3764	3630	3691
全文PDF	4738	3476	3144		4631	4740		3750	6908	5395	4419	4323
	2020年1	2020年2 月	2020年3 月	2020年4 月	2020年5 月	2020年6 月	2020年7 月	2020年8 月	2020年9 月	2020年 10月	2020年 11月	2020年 12月
書誌事項	5430	5135	3495	11039	8396	4232	4867	3539	3498	4690	6835	15239
全文PDF	6475	4925	3759	7073	7142	6731	6991	4358	4123	5442	5879	9701
	2021年1	2021年2 月	2021年3 月	2021年4	2021年5 月	2021年6	2021年7 月	2021年8	2021年9 月	2021年 10月	2021年 11月	2021年 12月
書誌事項	6967	4848	4685	6059	6646	7408	5967	7316	9351	10980	7672	6057
全文PDF	6701	5055	4051	6007	6331	6201	6291	6391	7937	8147	6084	5549
	2022年1	2022年2 月	2022年3 月	2022年4	2022年5 月	2022年6	2022年7 月	2022年8 月	2022年9	2022年 10月	2022年 11月	2022年 12月
書誌事項	9213	5812	7125	6786	6710	7583	6817	5908	6056	7617	6175	5930
全文PDF	6803	5037	4944	5127	5665	7340		5714	7116	4979	5912	5469
	2023年1	2023年2 月	2023年3 月	2023年4 月	2023年5 月	2023年6 月	2023年7 月	2023年8 月	2023年9 月	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月
書誌事項	8488	5092	4909	7138								
全文PDF	6208	4439	3132	4280								

※サマリーより月別のアクセス数を抽出 (記事別、国別、ドメイン別の集計データもあり)



### (5) 2022 年度(令和 4 年度) 事業報告

#### 1)会誌の発行

- ・年2回の会誌の発行を継続し、2022年度は、2022年8月31日に25巻1号(原著論文1、事例研究 1、短報1、書評1、追悼文)、2023年3月31日に25巻2号(原著論文2、事例研究1、短報1、レポート2、特集7、書評1)をそれぞれ発行した。
- ・会誌の電子情報提供は、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が運営している科学技術情報発信・流通総合システム(J-STAGE)への掲載を2008年度から開始し、2022年度も継続実施した。
- ・この J-STAGE での論文の早期公開を 2021 年 4 月から開始し、論文受理後概ね 3 ケ月程度以内での公開を実施した。早期公開後には会誌(冊子体)発刊が行われるが、発刊後 1 ヶ月半程度で本公開を実施している(25 巻 2 号掲載分まで実施済み)。

#### 2) ニュースレターの発行

- No. 96 (2022年4月26日発行): 3学会合同大会(ELR2022つくば)開催案内、2022年度海外学会等への派遣者の選考結果報告など
- No. 97 (2022 年 6 月 22 日発行): 3 学会合同大会(ELR2022 つくば)開催案内、2022 年度海外学会等への派遣者の選考結果報告など
- ・No. 98 (2022 年 8 月 25 日発行): 第 26 回総会案内、3 学会合同大会(ELR2022 つくば)開催案内など
- No. 99 (2022 年 11 月 11 日発行): 第 26 回総会報告、3 学会合同大会(ELR2022 つくば)報告、行事開催報告など
- No. 100 (2023 年 3 月 3 日発行):第 26 回京都大会開催案内、2022 年度海外学会等への派遣者を募集、行事開催報告など

#### 3) 第25回大会(ELR2022 つくば)報告

日本緑化工学会、日本景観生態学会、応用生態工学会の3学会合同大会である『ELR2022』を2022年9月20日(火)~23日(金)、茨城県つくば市で開催しました。ELR(3学会の英名から1文字をとったもの)は、これまで2008年、2012年、2017年と開催され、今回4回目となります(ELRの大会幹事学会は持ち回りで、今回は応用生態工学会)。開催方法は対面+WEBのハイブリット形式であり、会場参加者472名、オンライン参加者294名の計766名により熱心な発表と討議が行われました。

- 1. 開催あいさつ (大会実行委員長 清水義彦)
- 2. 大会概要 ELR2022 つくば大会の概要は以下のとおりです。
- (1) 会場

International Congress Center つくば国際会議場 (茨城県つくば市竹園 2-20-3)

(2) 大会日程

2022年9月20日(火)~23日(金)

9月20日(火) エクスカーション 鬼怒川・小貝川コース (中止) と筑波山コース

- 9月21日(水) 各学会委員会等、研究集会、公開シンポジウム
- 9月22日(木) 研究発表(口頭、ポスター)、企業展示、研究集会
- 9月23日(金) 研究発表(口頭)、企業展示、研究集会、各学会総会、表彰式

#### (3) 開催方法

対面+WEB のハイブリット形式

#### 3. エクスカーション

ELR 2 0 2 2 つくば大会でのエクスカーションは、鬼怒川・小貝川コースと筑波山コースの 2 コースで募集し、会員の皆様から多くの参加希望を頂いたがエクスカーション数日前より、台風 14 号の影響が心配され、鬼怒川・小貝川コースは中止となりました。

筑波山コースについても天候の心配がありましたが、決行することができました。

#### (1) 筑波山コース報告

エクスカーションでは、開催地であるつくば市の自然を代表する筑波山で実施しました。見学対象は、ブナ自然林と筑波山神社の社寺林で、見学とともに筑波山のブナ自然林の特徴、植生垂直分布、ブナ林の保全事業に着目した現地解説を筑波大学生命環境系上條隆志(専門:植生学、森林生態学)が実施しました。

- 1) 行程 9 月 20 日 (火)
  - ①筑波山の自然観察路を一周して、ブナ林を中心に見学
  - ②筑波山神社周辺の社林を見学
- 2) 担当筑波大学生命環境系 上條隆志(植生学·森林生態学)
- 3) 各見学地での状況

### ①筑波山の自然観察路

ケーブルカー山頂駅を下車し、筑波山男体山を1周する自然観察路を歩きました。一番の観察ポイントは筑波山のブナ林でした。その重要性を述べると以下のようになります。つくば市自体は、潜在的にはシイ、カシなどの常緑広葉樹が優占する常緑広葉樹林帯となりますが、筑波山877mあり、山頂付近は冷温帯になります。また、古くから信仰の対象として、保全されてきたため、良好なブナの自然林が広がっています。東北地方太平洋側から続くブナ林としては、最南端に位置する孤立したブナ林です。最終氷期以降、分断化されたブナ林であり、生物地理学的にも高い価値を有します。具体的な見学ポイントは、ブナの果実(堅果と殻斗)や樹形などの樹木学的特徴、ミヤコザサが林床を覆う特徴的な群落構造、近縁種のイヌブナとの見分け方と生育立地の相違、ほぼ落葉広葉樹のみからなる北斜面の自然林と常緑広葉樹のアカガシが出現する南斜面の比較、オクモミジハグマなどのブナ林の林床草本などでした。保全上の課題として、後継樹が少ないこと、温暖化の進行と関係すると考えられるアカガシの増加などの説明がなされました。現在の保全対策については、ブナ林の保全に関する委員会が設置され、モニタリング調査が実施されていることなどの説明がなされました。

#### ②筑波山神社周辺の森林見学

山頂駅からケーブルカーで下山し、昼食の後、筑波山神社周辺の森林を見学しました。山頂のブナ 林と異なり、古くからスギが補植されてきたため、スギの大木が混生する常緑広葉樹林です。樹種は、 スダジイ、ウラジロガシ、モミなどです。特に社殿裏のモミの大木は、強く印象に残る樹形のよい木でした。また、少しマニアックな見学として、社殿近くの樹木に着生するカヤランとヨウラクランを観察しました。肉眼ではよく確認できないため、あらかじめ用意した望遠鏡(プロミナ)を用いて見学しました。筑波山は冷温帯、すなわち、寒いというイメージですが、南斜面の山麓部は異なり、平地よりもむしろ冬の寒さが和らぐことになります。そのため、温暖湿潤な気象条件が必須であるこれらの種が生育していると考えられます。また、特産品のフクレミカンもこのような南斜面山麓で栽培がされているといった説明がなされました。

#### 4. 公開シンポジウム

ELR2022 つくばの公開シンポジウム『Nature positive を実現させるには-2030 年にむけて-』は、大会初日となる 2022 年 9 月 21 日 (水)  $13:30\sim16:30$  に、つくば国際会議場 (エポカルつくば)中ホールで開催され、Zoom ウェビナーによるオンライン配信も行うハイブリッド方式で開催されました。

「ネイチャーポジティブ(Nature Positive )」は「生物多様性の減少傾向を食い止め、回復に向かわせる」ことを指し、その 2030 年までの達成が国際的な目標になっています。目標達成には社会・経済に変革を起こし、自然資本を持続可能なように利用することが必要となるため、環境保護の観点だけでなく、ビジネス界からの関心もかつてなく高まっています。

本シンポジウムは、この分野の複数の専門家及び行政から最新の情報を共有するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向けて何が必要か、何ができるかについてみんなで考える場として企画されました。

最初に冒頭あいさつとして、ELR2022 つくばの副実行委員長で、本シンポジウムのコーディネーターの国立環境研究所気候変動適応センターの西廣淳室長(応用生態工学幹事)より、シンポジウムの概要や背景となる社会情勢やビジネス環境、人と自然の関係を扱う3学会の役割などについて説明があり、これから何をすべきかを考えるときに来ているとの問題提起がありました。

次に第一部として、ネイチャーポジティブをめぐる経済・社会の第一線で活躍されている5名の 方から、「ビジネスや社会の転換」に関する最新の動向について話題提供が実施されました。

まず、『生物多様性と経済活動に関する最近の動向と研究への期待』と題して、日経 ESG シニアエディター・東北大学大学院生命科学研究科教授の藤田香氏より話題提供がありました。企業活動や暮らしと生物多様性・自然資本との基本的な関係性、サステナビリティに取り組む企業への金融機関や投資家の関心の高さ、情報開示に関する国際的な動向、取り組みを支える科学的なデータの必要性などについて説明が行われました。

次に、『TNFD (自然関連財務情報開示タスクフォース)が目指すもの』と題して、MS&AD インシュアランスグループホールディングス TNFD 専任 SVP の原口真氏より話題提供がありました。まず、藤田氏も触れた企業の情報開示の最新動向として、TNFD の活動の概要を説明いただきました。TNFD は市場参加者が自然関連リスクと機会についてリスク管理と情報開示をするためのフレームワークを開発し提供するイニシアチブであること、世界の金融の流れを自然にとってマイナスの状態からプラスの状態へとシフトさせることを目的としていること、検討の体制や実施状況などが説明されました。また、企業の事業活動や管理に反映させるための自然関連のデータの重要性、対応できる人材の発掘や育成の必要性などについて説明されました。

続いて、『生物多様性保全の新たな国際枠組みと次期生物多様性国家戦略』と題して、環境省自然環境局生物多様性戦略推進室の山本麻衣室長より話題提供がありました。生物多様性と生態系サービスの損失の動向、愛知目標に次ぐ新たな世界目標(ポスト 2020 生物生物多様性枠組)の議論の状況、30by30 や次期生物多様性国家戦略の検討などの国内の動向などが説明され、社会・経済活動に関連する目標の充実・強化等を目指していることが示されました。また、国際的・全国的な目標の達成に向けたトップダウン的な取組と、地域における課題解決のためのボトムアップ的な取組を効果的に結びつけることの重要性などが示唆されました。

続いて、『民間企業の取組/生態系に配慮した造園緑化事業、生物多様性の実効性評価分析』と題して、積水ハウス株式会社 ESG 経営推進本部環境推進部の八木隆史課長より題提供がありました。具体的な企業の取り組み事例として、住宅の庭における生態系に配慮した造園緑化事業である「5本の樹」計画を例に紹介がありました。これまでこの事業により多数の植栽が行われましたが、その取組の定量化と情報開示を現地調査やビッグデータを用いた解析などにより実施しており、これをネイチャーポジティブ方法論として公開することで、社会に貢献しているとのことでした。

第1部の最後には、『Nature-positive の実現に向けたグリーンインフラの評価と技術』と題して、公益財団法人リバーフロント研究所の中村圭吾主席研究員(応用生態工学会幹事)より話題提供がありました。「自然の機能を活かしたインフラ整備や土地利用の考え方」であるグリーンインフラの概念、それを実現するための産官学などの連携基盤「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」の概要を紹介のあと、「グリーンインフラの評価の考え方とその評価例」をもとに公共事業におけるネイチャーポジティブについての考察が述べられました。また、英国の生物多様性ネットゲイン政策の仕組みや評価手法も紹介されました。

続いて第二部では、西廣淳室長のコーディネートのもと、ELR の各分野の研究者及び国土交通省、環境省の若手 5 名が登壇し、これら国際的な潮流を日本の未来の構築にどのように繋げていくのか、日本社会にとって真に意味のあるネイチャーポジティブへの転換のあり方などについてパネルディカッションが行われました。

まず、第1部で紹介されたNature-positiveを社会や経済のさまざまな活動に組み込むという世界的な動向についての期待について議論され、社会の発展と自然保護の相反から主流化に向かっていることや、量から質の議論への展開、数値目標の重要性などについての意見が出されました。また、行政も含めた連携についての議論が行われ、小規模分散型の流域治水の取り組みでも田んぼダムや森林管理も含めた連携が重要であることなどが指摘されました。次にそれらを達成するための方法論やコツについて意見が交わされ、経済分野からの動きに対し、環境や生物の専門家も意識を持つこと、地域の目標があることが実は企業との連携を容易にし、共有価値を生み出し可能性があることなどが指摘されました。会場やWEB参加者からの質疑応答も実施され、自治体や省庁の期待される役割についても意見が出されました。その際に、使える技術やツールがオープン化され、利用しやすくなっていることをより普及すること、地域の企業との連携では、自然環境は無料という考え方からの脱却の重要性も示されました。今後の研究者等への示唆としては、専門性とともに総合的な見方をすること、原体験の重要性、広報の重要性、可視化技術の蓄積への期待などが述べられました。

最後に 2030 年に向けた期待や取り組みを強化すべきこと等が各登壇者から述べられて、パネルディスカッションは終了となりました。

今回の公開シンポジウムでは、最近の世界的な経済界の動きを背景に、3つの学会が扱う自然の分野、その中でも特に複合的な分野での研究の発展への期待が大きいことが示されました。これを契機に、今後さまざまな主体の取り組みや連携、研究活動が促進されるものと期待されます。また、今回会場と Web 配信のハイブリッド方式は初の試みでしたが、さらに終了後にはウェビナーや Google フォームを使ったアンケートを実施し、今後3学会で取り組むべきことなどについて意見を集めたところ、230件もの回答が得られました。参加者の関心の高さがうかがえるとともに、内容を評価する声が多かったことから、非常に意義深いシンポジウムになったと思われました。 最終的には会場(ホール及び別室)参加者202名、WEB参加者603名の方々に参加がありました。

#### 5. 自由集会

ELR2022 つくば大会では、以下に示す 16 件の自由集会が開催されました。

(1) 自由集会A:「応用生態工学会の災害対応」

【日時・場所】 9月21日(水) 10:00~11:30 小会議室303

多様な生物が利用し、生態系の基盤でもある河川は、大規模洪水により大きな変化を受ける。大規模洪水により大きな災害が生じると、規模の大きい災害復旧工事が実施される。このような災害復旧工事は、河道形状を変更する等、河川環境のさらなる改変につながることもある。復旧工事の計画・施工は、その後の河川環境の遷移も大きく規定するものであるため、より良い河川環境を実現するために、そこには応用生態工学の知見が活かされることが望ましい。

本集会では、応用生態工学会の災害対応委員会で現在議論している災害に対する対応方針について、これまでのとりまとめ結果を示すとともに今後の改善に向けた議論がなされた。

【企画】久保田 勝(応用生態工学会災害対策委員長)

(2)自由集会 B: 「天然記念物指定から 102 年・田島ケ原サクラソウ自生地保全の今後 -自然科学緊急調査検討会による調査結果から見えるもの-」

【日時・場所】 9月21日(水) 16:45~18:15 小会議室303

田島ケ原サクラソウ自生地が国指定特別天然記念物に指定されて7月17日に102年目を迎える。その保護・保存にあたりいくつか深刻な問題を抱えていたが、今日までサクラソウの絶滅は免れている。昭和40年から今日まで同一の手法でサクラソウ株数調査が行われ、その結果から近年は明らかな減少傾向が示された。しかし、さいたま市教育委員会が令和元年度から実施している「田島ケ原サクラソウ自生地自然科学緊急調査検討会」の調査結果から自生地の草地の生態系に関して様々な新しい知見が得られつつある。

本集会では同検討会に関わる研究者らによる報告を通して、文化財という特殊な条件下における サクラソウ自生地における草地の生態系について現状を知り、今後の保全について様々な立場か ら、文化財だけではなく様々な側面からの価値について議論がなされた。

【企画】藤野 毅(埼玉大学理工学研究科)·荒木祐二(埼玉大学教育学部)

(3) 自由集会 C:「「OECM で活きる!生物多様性に配慮した緑化工学」

【日時・場所】 9月21日(水) 16:45~18:30 小会議室405

2021年 G7 サミットで約束された 30by30 の達成に向けて、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域 (OECM) を「自然共生サイト (仮称)」として認定する仕組みの構築が環境省によって進められている。現在検討されている認定基準案には、そのサイトの動植物や生態系サービスの価値、管理による保全効果、モニタリングと評価が含まれている。緑化工学分野は、都市緑化や環境林の造成、道路緑化などを通して、生物多様性に配慮した緑化や植生管理、緑化地での生物多様

性をモニタリング・評価する手法の研究・開発などに取り組んでおり、緑化工学分野が対象としてきた緑地の多くが自然共生サイトとして認定される可能性を秘めている。

本集会では自然共生サイトの認定開始に向けて、緑化地の認定可能性や多様性を高めるための植生管理・モニタリング手法研究の現状と今後の課題について議論がなされた。

【企画】今西亜友美(近畿大学総合社会学部)、岡浩平(広島工業大学環境学部)

(4) 自由集会 Ð:「ポストコロナ時代の魅力的な都市緑地を考える」

【日時・場所】 9月21日(水) 16:45~18:30 中会議室406

世界的な新型コロナウィルス (COVID-19) の感染拡大は、人々の行動や意識を変化させ、コロナ 前とは異なる都市緑地へのニーズや新たな利用パターンを生み出した。現在、コロナ禍からの回復 過程で注目されている考え方に「Build Back Better」がある。これは災害を経て、そのまま元の生活に戻すのではなく、災害への備えや様々な社会課題の解決につながる新たな都市環境を構築しようとするものである。

本集会では、特に人間側のソフト利用(健康や教育、賑わい創出、グリーンインフラなど)に焦点をあてた『ポストコロナ時代の都市緑地計画やデザイン、多機能性に配慮したグリーンインフラとしての都市緑地』について議論がなされた。

【企画】上野祐介(石川県立大学)

(5) 自由集会 E: 「現場で短時間にできる環境 DNA 分析」

【日時・場所】 9月21日(水) 18:30~20:30 小会議室303

「環境 DNA」が、環境調査の一部現場調査に適用可能であるという事は従来から言われており、 実際に現地で採取したサンプルを研究室に持ち帰って PCR により種の同定が行われている。しかしながら、実験室に戻って PCR 分析を行わなければならないため、サンプル採取後、結果が判明するまで 1 週間以上の期間を要している。現場作業が可能な PCR を用いてその場で分析すれば短時間で対象種の在不在判定が可能となる。今回紹介する簡易抽出法を用いれば、採水・抽出・PCR 操作を含めて、約 30 分で判定可能であり、対象種の生息場所・環境をより簡便に特定することが出来るようになる。

本集会では調査事例が紹介されるとともに、実際の機器を使った魚類 DNA 分析の実演が行われた。

【企画】渡部健(パシフィックコンサルタンツ(株))

(6) 自由集会 F: 「生態系のレジリエンスと修復・緑化」

【日時・場所】 9月21日(水) 18:45~20:30 小会議室406

R2 集会「グリーンインフラ活用にむけた生態系のレジリエンス評価」、特集記事「緑地とグリーンインフラー緑化工学からの新たな展開(日緑工誌 46(4): 369-391)」、R3 集会「緑地の生態的レ

ジリエンスとグリーンインフラ」に続く、緑地の生態的レジリエンスを考える企画であり、本集会では生態系スケールのレジリエンスを活かした緑地の修復・緑化について紹介と議論がなされた。

【企画】小林達明 (千葉大学)・森本淳子 (北海道大学)・岡浩平 (広島工業大学)

(7) 自由集会 G: 「高強度の降雨に対応する斜面緑化を考える」

【日時・場所】 9月21日(水) 18:45~20:30 中会議室406

異常気象の常態化によって、豪雨の発生が顕著になってきており、こうした背景から、道路法面 や災害跡地の斜面などにおいては表面浸食、表層崩壊を起こしにくい緑化工が求められている。特 に植生が回復するまでの間においては安定した植生基盤が必要不可欠で降雨に伴う雨水をいかに制 御できるかが最も重要なポイントである。

本研究集会では、近年の豪雨災害の気象学的な実態や森林における降雨に対する土砂災害防止機能を再認識した上で、高強度の降雨に対応する緑化斜面として、植生とそれを支える植生基盤に期待される機能について具体的な事例を含めながら議論がなされた。

【企画】橘隆一(日本緑化工学会 斜面緑化研究部会 / 東京農業大学 地域環境科学部))

(8) 自由集会H:「30by30 を見据えて進める地域性種苗緑化の取り組み」

【日時・場所】 9月22日(木) 16:45~18:30 小会議室303

緑化工学会の生態・環境緑化研究部会では、事業者、市民、住民など「実際に扱う」、「実際に触れる」視点に重心を置いて、生物多様性・地域性種苗に関連するテーマに取り組んでいる。地域の方々と連携し、持続可能な地域社会を目指しながら行っている阿蘇くじゅう国立公園周辺での活動で

は、地域性種苗による緑化を推進することで種苗をはじめとする地域の資源を活用している。地域性種苗を活用することによる経済のローカライズ、脱プラスチック、気候変動対策などとの相乗効果も重要である。

本集会では、研究部会での活動の最新情報を、地域性種苗に関する最新の知見とあわせて紹介が行われた。さらに 2030 年までに陸域・海域それぞれの 30%を保護・保全する "30×30" の取り組みについて、国土の 30%が保護すべき対象地となる場合、地域景観や生態系の保全、植生管理や緑化事業のあり方をどのようにすべきかについて議論がなされた。

【企画】日本緑化工学会 生態·環境緑化研究部会(内田泰三、中村華子)

(9) 自由集会 I:「ダム水源地生態研究の進展」

【日時・場所】 9月22日(木)16:45~18:45 小会議室405

水源地生態研究会は、ダムが生み出す生態系を科学的に把握し、水源地域の保全のあり方を探求することを目的とした研究会であり、2008年の設立以降10年間の研究を行っている。2020年からは新しいテーマで5年研究を開始し、今年度は中間の3年目にあたる。この5年は気候変動の影響も見据えたダム湖生態系管理、ダム下流の土砂流下量の生態系保全の視点からの適性化、ダム湖環境モニタリングへの新しい技術の適用等を中心的な課題として研究を行っている。

本集会では、その途中経過・成果の報告が行われ、次の課題が何かについて議論された。

【企画】辻本哲郎(名古屋大学名誉教授)・一柳英隆(水源地環境センター)

(10)自由集会 J:「田んぼのいきものをどうやって守っていくか?—水田水域における多様な生物の保全と再生—その⑥」

【日時・場所】9月22日(木)16:45~18:30 中会議室406

流域治水や Eco-DRR、グリーンインフラといった自然の機能を活かした防災・減災へ政策転換する中、改めて水田水域の持つ生物多様性保全機能が注目されている。しかしながら、あくまで水田水域は農家の生業の中で成立する二次的環境であることの留意が必要である。中でも水田の水管理は水生生物の生息に対して最も重要な要因である。

6回目を迎える本集会では、水田水域における水管理の違いが生物群集に及ぼす効果・影響や氾濫からの水田生物の回復過程に着目した研究者から報告を通じて、水管理の違いに対する各生物の応答を踏まえた今後の水田水域における政策や自然再生について議論がなされた。

- 【企画】田和康太(国立環境研究所)・佐川志朗(兵庫県立大学・兵庫県立コウノトリの郷公園)・河口洋一(徳島大学)
- (11) 自由集会K「i-Tree による生態系サービス評価 -事例紹介と今後の課題」

【日時・場所】 9月22日(木)18:45~20:30 小会議室303

i-Tree は生態系サービスを評価するアメリカ農務省で開発されたシステムであり、樹木を測定すれば様々な生態系サービスを簡単に評価可能である。i-Tree は生態系サービスをアロメトリー式とモデル式を組み合わせ、定量的数値または価格として示すことができるソフトであり、一般市民から樹木測定データを募り、ウェブを通してその数値を公開することで、一般市民に緑の重要性を再認識させることができるため近年特に注目されている。

本集会では、i-Tree の最新事例の紹介が行われ、普及のための今後の課題について開発者と研究者で議論がなされた。

【企画】平林 聡 (アメリカ農務省、Davey Tree)・加藤 顕 (千葉大学園芸学研究院)

(12) 自由集会 L 「河川・ダムに関するデータベースについての意見交換会」

【日時・場所】 9月22日(木)19:00~20:30 小会議室405

日本の河川・ダムでは、国土交通省やその他管理者が、流量や水位、水温・水質、生息する生物相(河川水辺の国勢調査)など多くのデータを継続的に取得している。これらのデータを集約して整理することで、個人の取得のみでは成し得ない広域・長期の解析が可能になるが、データは、河川・ダム管理者が使用する前提で管理されており、広域・長期で利用しようとする研究者にとっては必ずしも利用しやすい形にはなっていない。

本集会では、研究者と河川・ダム管理者との良い形を探るための意見交換が行われた。

【企画】中村太士(北海道大学)・一柳英隆(水源地環境センター)

(13) 自由集会M「グリーンインフラ地域実装のプロセスと求められるアクション」

【日時・場所】 9月22日(木) 18:45~20:30 中会議室406

グリーンインフラは自然環境が有する多様な機能を活用しようとする考え方であり、近年、地方公共団体の行政計画への位置付けやグリーンインフラと称した事業・取組など、国内での実装が急速に進みつつある。一方で、グリーンインフラが扱う領域が非常に幅広いこともあり、実装に向けたプロセスや技術が体系的に整理されているとは言い難い。総合地球環境学研究所の Eco-DRR プロジェクトでは、平成 30 年よりグリーンインフラ・Eco-DRR の社会実装に向けた研究が進められている。

本集会では、総合地球環境学研究所 Eco-DRR プロジェクトでの研究内容の紹介が行われ、グリーンインフラの実装プロセスや地域実装に関わる研究者やコンサルタントに求められるアクションについて議論がなされた。

- 【企画】小笠原 奨悟 (パシフィックコンサルタンツ株式会社)・池田 正 (八千代エンジニアリング 株式会社)・滝澤 恭平 (株式会社水辺総研/ハビタ)・幸福 智 (いであ株式会社)・西田 貴 明 (京都産業大学)
- (14)自由集会N「アニマルウェルフェアの考え方に配慮した動物実験・調査を考える」

【日時・場所】 9月23日(金) 10:30~12:30 中会議室406

アニマルウェルフェアが昨今強く求められるようになっている。アニマルウェルフェアは、「動物の愛護及び管理に関する法律等」に基づき、動物を適正に取り扱うこと、並びに動物実験を適正に実施することが必須条件となっている。応用生態工学分野を含むフィールド研究では、魚類や両生・は虫類、鳥類など幅広く野生動物を研究対象として扱っており、これら野生動物の取り扱いもマウス・ラットなどの実験動物や産業動物と同様、アニマルウェルフェアの考え方に準拠して調査・実験を慎重に進めていくことが求められている。しかしながら、フィールド研究分野では、アニマルウェルフェアに関する十分な理解が行き届いておらず、本来は必要とされる実験の認証手続きなど必要な措置が講じられていない場合もある。

本集会では、アニマルウェルフェアの考え方に配慮した動物実験・調査のあり方について紹介されるとともに、適正な動物実験に向けた対応について議論がなされた。

【企画】関島恒夫(新潟大・農)・天野邦彦((公財)河川財団)

(15)自由集会O「自然資本を活用していくためのローカルガバナンス」

【日時・場所】9 月 23 日(金) 15:00~17:00 小会議室 303

自然に対する働きかけの縮小(アンダーユース)により、生物多様性の損失、生態系サービスの量・質の低下、増えすぎた野生動物による食害など様々な課題が生じている。こうした課題の解決には、生態学的な研究ばかりでなく、法整備と地域自治組織や団体、多様なステークホルダーが意思決定に関わり、協働していけるようにすること、すなわちガバナンスが不可欠である。

本自由集会では、身近な自然環境を活用していくための地域自治や協働による仕組みづくりについて、各地域での事例と課題について紹介されるとともに、ステークホルダーそれぞれが力を活かし合えるルールや仕組みや意思決定、役割分担のためのローカルガバナンスのあり方について議論がなされた。

【企画】朝波史香(国立大学法人徳島大学)・長谷川逸人(国立大学法人九州工業大学) (16)自由集会 P「生物多様性保全のための緑化植物の取り扱い方に関するガイドラインの検討状況について」

【日時・場所】9 月 23 日(金) 15:00~17:00 小会議室 405

緑化において地域の生物多様性に配慮することは益々重要になっている。日本緑化工学会は 2019 年 5 月に「生物多様性保全のための緑化植物の取り扱い方に関する提言 2019」 (2019 年提言)を公表し、今後重点的に取り組むべき短期ビジョンとして「地域性系統の植物による緑化の推進」や「外来植物による緑化におけるリスク管理の実施」を挙げている。緑化植物委員会では、これらのビジョンの実現のために、ガイドラインの作成に取り組んでいる。

本集会では、地域性系統の植物による緑化の推進に関して、植物材料の調達範囲設定の考え方 (案)や、準備工とトレーサビリティのあり方(案)、緑化目標と成績判定方法の考え方(案)に ついて紹介が行われ、ガイドライン策定にむけた意見交換が行われた。

【企画】今西純一(日本緑化工学会緑化植物委員会 委員長)

#### 6. 研究発表

発表件数は、対面及びオンラインの形式で口頭発表が106件、ポスター発表が176件の合計282件でした。

#### (1)口頭発表

口頭発表は、会場発表とオンラインを選択できましたが会場発表を希望される方が多く、対面での学会参加へのニーズが強く感じられました。 3 学会合同の大会であり、発表の内訳は、緑化、保全生態、外来種、環境 DNA、グリーンインフラ、環境修復、ランドスケープ計画、環境マネジメント、生態系サービス、河川環境、都市環境、道路、生息場・生息地評価、モニタリング、植物・植生、動物と多岐にわたるものでした。最優秀口頭発表賞は、中央復権コンサルタンツ株式会社の與那城千絵さん発表の「タシロランの保全対策としての播種の有効性の検討」が受賞されました。

## (2) ポスター発表

今回のポスター展示は対面開催という事で多くの応募をいただき、総数 176 点の応募をいただきました。このうち、WEBでの掲示は約 17 点に留まり皆さんが対面での開催に期待を寄せている事がうかがえました。

応募の内訳は、過去の開催に習い 22 のカテゴリに分けて整理すると応募数が多かったのが植物・植生が 29 点、緑化が 23 点、保全生態と生息場・生息地評価がそれぞれ 15 点と続いています。

運営側としてはコロナ禍での対応については最大限の配慮を行いました。来場者総数が約400名 超と予想されていましたので、会場は密を避けるために、通常運営で定員が250名超の大きな会場 を確保しました。また、会場内の過密を避けるために、展示番号の偶数、奇数で発表者を45分で入 れ替える事や、パネル前での接近を避けるためにプレゼン者と聴講者に離隔をとるためのバミリ (規制線)を設定したり、会場が密な状態になれば入場制限を設けたりなど最大限の配慮を行いま した。

最優秀ポスター賞は熊本大学大学院生のプレゼンによる「黒川遊水地群の生物相と生物多様性を 支える維持管理法に関する考察」が受賞されました。

## (3) 発表賞

表彰は、審査対象を若手研究者(学部学生、大学院生、ポスドク等の若手会員)及び現場技術者または行政担当者とし、事前に審査対象となることを希望した発表者に限定しました。大会実行委員会および研究発表会表彰運営委員会を中心に優秀発表賞審査委員会を組織し、厳正な審査を経て受賞者を選考しました。ポスター発表では、176件中54件が優秀発表の審査対象となり、10件を「優秀ポスター発表賞」に選定しました。さらに、これら10件の中から最も優れたポスター発表を「最優秀ポスター発表賞」に選定しました。

口頭発表では、106 件中 41 件が優秀発表の審査対象となり、12 件を「優秀口頭研究発表賞」に選定しました。さらに最も優れた口頭発表を「最優秀口頭発表賞」として選定しました。受賞研究発表は以下のとおりです。

#### 【最優秀ポスター発表賞】「※」は発表者を示す。

P-f-081 黒川遊水地群の生物相と生物多様性を支える維持管理法に関する考察 山中 綾乃※(熊本大学)・皆川 朋子(同)

## 【最優秀口頭発表賞】

0-P-02 タシロランの保全対策としての播種の有効性の検討

與那城 千恵※ (中央復建コンサルタンツ株式会社)・松井 敏彦 (同)・重吉 実和 (同)・谷浦 拓馬 (同)・山内 寛 (同)・芦野 洸介 (同)・遊川 知久 (国立科学博物館 筑波実験植物園)

#### 【優秀ポスター発表賞】

P-t-164 SfM (Structure from Motion) 写真測量を活用した侵食試験方法の開発

鍜冶元 雅史※(北見工業大学)・中村 大(同)・川口 貴之(同)・川尻 俊三(同)

· 宗岡 寿美 (帯広畜産大学)

P-a-019 オフィスの植栽を利用した園芸活動による就業者のワークエンゲージメン

トおよびウェルビーイング・社会的健康の改善に関する検証

小島 倫直※ (株式会社竹中工務店)・花里 真道 (千葉大学)・岩崎 寛 (同)

P-d-061 中型哺乳類は積雪に覆われても林道を歩きたい

鈴木 美緒※(山形大学大学院)・渡部 凌我(同)・斎藤 昌幸(同)

P-b-027 草原周辺の宅地率の違いは送粉相互作用関係を変化させるか?

辻本 翔平※(国立環境研究所)・野田 顕(東邦大学)・西廣 淳(国立環境研究所)

P-n-138 平成 29 年九州北部豪雨後の中小河川における大規模な河川改修は河道や魚類相をどう変化させたのか?

富重 幹太※ (熊本大学)・皆川 朋子(同)

木村 啓※(東北緑化環境保全株式会社)・菅野 洋(同)・平山 英毅(東京情報大学)・富田 瑞樹(同)・富田 尚樹(東北緑化環境保全株式会社)・岡田 真秀(同)

P-i-101 ダムの影響を考慮した底生動物分布モデルにおける複数の集団学習手法の検討・比較

田中 凌央※(宮崎大学大学院)・糠澤 桂(宮崎大学)・鈴木 祥広(同)

P-c-030 ナラ枯れ被害木の伐採・搬出による近接木の被害遅延の可能性

松本 薫※ (埼玉森林インストラクター会)

P-c-035 河川水辺の国勢調査を用いた水生植物の出現傾向

槐 ちがや※(土木研究所)・崎谷 和貴(同)

## 【優秀口頭発表賞】

0-N-03 田植え時期と輪作の有無が田面水中の水生動物群集に及ぼす影響

安野 翔※(埼玉県環境科学国際センター)

0-R-04 氾濫原の景観変化が砂礫性オサムシ類と水生昆虫との関係性に与える影響

玉田 祐介※ (株式会社長大・帯広畜産大学)

0-D-01 環境 DNA 分析の新展開:系統地理学への適用とその有用性の検証

辻 冴月※(京都大学)・芝田 直樹 (㈱環境総合リサーチ)・乾 隆帝(福岡工業大学)・中尾 遼平(山口大学)・赤松 良久(同)・渡辺 勝敏(京都大学)

0-C-02 三春ダムにおける外来魚の継続的な防除でみられた在来魚等の確認状況の変化

坂本 正吾※(応用地質株式会社)・稲川 崇史(同)・沖津 二朗(同)・中井 克樹(滋賀県立琵琶湖博物館)・大杉 奉功(一般財団法人水源地環境センター)・松崎 厚史(国土交通省東北地方整備局三春ダム管理所)、・佐々木 良浩(同)

0-0-01 VR カメラを用いた水圏生態系モニタリングシステムの開発

奈良 竜征※(北海道大学大学院農学院)・山田 浩之(北海道大学大学院農学研究院)・尾山 洋 一(釧路市教育委員会マリモ研究室)

0-F-03 民間資本導入による自然保護区管理体制強化で山火事被害を防止し森林を 再生した事例

家根橋 圭佑※(日本工営株式会社)・浅野 剛史(同)・吉野 倫典(同)

0-J-02 那賀川上流域の異なる土砂供給区間におけるコウモリの活動量比較

相江 広紀※ (徳島大学) ・佐藤 雄大 (同) ・赤坂 卓美 (帯広畜産大学) ・河口 洋一 (徳島大学)

0-I-02 漬物作りを通した自然資本の持続可能な利用に関する日中比較 一山形県と中国四川省に おける文化的景観の形成一

スン スシエア※(筑波大学)・藤田 直子(同)

0-D-04 MiFish 領域にみられる魚類の流域スケールでの空間遺伝構造

中島 颯大※(土木研究所)・菅野 一輝(同)・村岡 敬子(同)・篠原 隆佑(同)・崎谷 和貴(同)・金谷 将志(国土交通省)

0-B-05 耕作放棄された谷津の湿地化は水生動物群集にどのような効果をもたらすか?

田和 康太※(国立環境研究所)・平野 佑奈(東邦大学)・柗島 野枝(同)・加藤 大輝(同)・ 橋本 純(清水建設(株))・渡部 陽介(清水建設(株))・

西廣 淳(国立環境研究所)

0-B-01 農地景観における森林特性がフクロウの分布に与える影響

森田 季恵 (帯広畜産大学)・赤坂 卓美 (同)・外山 雅大 (根室市歴史と自然の資料館)

#### 7. 企業展示

企業展示は、応用生態工学会賛助会員 4 社、日本緑化工学会賛助会員 1 社を含む計 10 社にご参加いただき、鳥の飛翔軌跡を記録するレーザー計測システム、タブレット端末を用いたデジタル野帳システム、環境 DNA 解析サービス、モバイル環境 DNA 調査・解析キット、ウミガメ産卵浜の植生復元施工法、BSC (Biological Soil Crust) 工法、ドローンによるリモートセンシング技術、植生マットの製品など、各企業の技術サービスや製品を紹介していただきました(写真)。また、さくま書店と朝倉書店には会期中充実した専門書籍群の展示・販売をしていただいたほか、AS 企画には開催地である茨城県の特産品も出展していただきました。

## 4) 主催・共催・後援行事の開催

#### <主催行事>

①応用生態工学会 仙台 フィールド調査: 2022年8月28日~9月6日

テーマ:「仙台湾南部海岸環境追跡プロジェクト ~東日本大震災後の海岸堤防について~」

主催: 応用生態工学会 仙台

②応用生態工学会富山 地域研究会 勉強会:2022年10月13日

テーマ: 「これからの生物多様性を富山で考える」

主催:応用生態工学会 富山

③応用生態工学会 第 20 回北信越現地ワークショップ in 新潟: 2022 年 10 月 14 日~15 日

テーマ:「越後平野における生態系ネットワークとグリーンインフラ」

主催:応用生態工学会 新潟

④若手のつどい勉強会in福岡:2022年10月24日~25日

テーマ:「河口と干潟:ハビタットを見る目、紐解く技術」

主催:応用生態工学会 福岡

⑤第12回 全国フィールドシンポジウムin天野川:2022年11月4日

テーマ:「琵琶湖に注ぐ天野川を歩み、現存する霞堤・遊水地、豊かな生物の

生息環境やひとの営みから、今後の流域管理への理解を深める」

主催:応用生態工学会 大阪

⑥応用生態工学会金沢 研修会:2022年11月25日

テーマ:「トキを育む里山づくり」

主催:応用生態工学会 金沢

(7)応用生態工学会福井 地域勉強会:2023年1月21日

テーマ:「福井県におけるコクチバスの分布状況と駆除事業の現状」

主催: 応用生態工学会 福井

後援: 国土交通省福井河川国道事務所、福井県ほか

⑧応用生態工学会福岡 第9回遠賀川中島自然再生勉強会:2023年2月5日

主催: 応用生態工学会 福岡

#### <共催・後援・協力行事>

①札幌ワイルドサーモンプロジェクト市民フォーラム2023:2023年1月29日、

協 力:応用生態工学会 札幌

②さくら湖自然環境フォーラム2022: 2023年3月10日

協 力:応用生態工学会 仙台

③応用生態工学会 名古屋 シンポジウム : 2023年3月23日

テーマ:流域治水の推進と国土管理 - 防災と環境を軸とした展望と課題-

主 催:名古屋工業大学高度防災工学センター

共 催:東海圏減災研究コンソーシアム・応用生態工学会 名古屋

後 援:国土交通省中部地方整備局

## 5) 国際交流:海外学会等派遣(国際交流委員会)

2023年度海外学会等への派遣募集では英語での応募も受け付ける形とし、2023年3月2日から31日を期限として募集を行ったところ、英語での申請者1名を含む3名からの応募があった.国際交流委員会委員6名により、各応募者の申請内容を規定の基準で審査した結果、下記の1名を派遣者として決定することが承認された.

2023年度海外学会等への派遣者

氏名:佐藤雄大

所属:徳島大学大学院社会産業理工学研究部

派遣先::40th IAHR World Congress, Rivers - Connecting Mountains and Coasts

学会開催日:2023年8月21日-25日

コロナ禍を経て国際学会のオンサイト開催する学会が増加し、4年ぶりに派遣者を選出することとなった。いずれの応募者も研究内容と参加予定会議の整合性、申請者の能力および意欲は高く非常に難しい審査であったが、特に目的が明確であり、今後の応用生態工学分野および本学会への貢献が期待できる佐藤氏を派遣者に選定した。

#### 6) ICLEE 状況報告

- ① ICLEE国内運営委員会(2022年6月28日):委員の更新、予算計画の検討、特集号の企画検討など
- ② ICLEE運営委員会(2022年12月22日):雑誌LEEの投稿・編集・刊行状況の確認(インパクトファクター:1.8(2020年)、2.1(2021年)、2.0(2022年))(Journal rank: 29/64 in Biodiversity Conservation)、国際会議の報告、予算計画の審議(以下の④に関連)、ICLEEのMemorandum of Agreement の更新、国際会議の企画検討など
- ③ 2023年度より本学会選出のICLEE理事が、浅枝隆氏(埼玉大学、名誉教授)から赤松良久氏(山口大学、教授、国際交流委員会担当理事)に交代した。今後は国際交流委員会の担当理事がICLEE 理事を兼任することとなった。
- ④ 2023年度よりLEEの個人購読料を無料とし、ICLEE構成学会の学会員全員はLEE誌を無料で講読できるようになった。 (ただし、冊子希望の場合は有料 (1冊4,400円))
- ⑤ 環境DNAに関する特集号をLEEで出版。応用生態工学会の会員がゲストエディターとなり、11編の論文(総説と原著論文)を発表した。
- ⑥ The 12th International Conference of Landscape and Ecological Engineering (ICLEE2022) がオンラインで開催された (2023年11月19・20日)。その会議の成果の一部が、LEEの特集号 (テーマ: Nature-based Solutions for Creating Sustainable Landscape) として発表された。
- ⑦ 編集幹事(応用生態工学分野)は現在の糠澤桂氏(宮崎大学、准教授)から相馬寿明氏(龍谷大学、研究員)に引き継ぐこととなった。引き継ぎ時期は2023年10月。
- ⑧ 国際会議: The 13th International Conference of Landscape and Ecological Engineering (ICLEE2023)を2023年11月29日~12月2日にJeju National University (韓国)で開催する予定。 主催はKorea Society of Environmental Restoration TechnologyおよびICLEE。 https://www.iclee.website/conference

## 2-2 第14期幹事選出報告

8月31日開催の第125回理事会(Web 会議)において、学会規約第13条第1項により、下記の方々が第14期幹事に選出されたので報告する。

#### 〔第14期幹事:15名〕

石田 裕子(再任) 摂南大学理工学部都市環境工学科 教授

笠原 里恵(再任) 信州大学理学部 助教

高橋 陽一(再任) 一般財団法人日本建設情報総合センター BIM/CIM 普及・推進室長

中村 圭吾(再任) 公益財団法人リバーフロント研究所 主席研究員

中村 伸也(再任) 一般財団法人水源地環境センター 技術参与兼研究第二部長

樋村 正雄(再任) いであ株式会社東北支店自然環境保全部 グループ長

布野 隆之(再任) 兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科 准教授

舛田 直樹(再任) 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 技術調整官

丸谷 成 (再任) 応用地質株式会社地球環境事業部自然環境部 グループリーダー

皆川 明子(再任) 滋賀県立大学環境科学部生物資源管理学科 准教授

梅田 信 (新任) 日本大学工学部土木工学科 教授

尾花 まき子(新任) 中部大学工学部都市建設工学科 准教授

加藤 靖広(新任) 日本工営株式会社環境部 次長

千葉 武生(新任) 株式会社建設技術研究所 東京本社 環境部 部長

三宅 洋 (新任) 愛媛大学大学院理工学研究科 教授

(再任・新任の順、五十音順、敬称略)

# 2-3 廣瀬賞等の創設について

故廣瀬利雄元会長からのご遺贈金の使途として、以下の細則に示す賞および助成を令和 6 年度から創設する。

## ● 応用生態工学会 廣瀬賞、研究奨励賞および応用生態工学実践賞に関する細則

#### 第1条目的

廣瀬利雄氏の遺志である応用生態工学の発展を実現するため、氏の遺贈金を財源とした応用生態工学会 廣瀬賞、研究奨励賞および社会実践賞を設ける。

## 第2条 賞の対象

- 1. 応用生態工学会廣瀬賞は、顕著な研究業績により応用生態工学の研究発展や教育等に指導的役割を果たし、今後の研究や学会における活躍が期待される概ね 55 歳以下の正会員で、他の正会員に推薦された者の中から、毎年1名に授与する。
- 2. 応用生態工学会研究奨励賞は、応用生態工学において今後優れた研究展開が期待できる修士取得後1 0年以内の正会員で、自薦された者の中から、毎年3名以内に授与する。
- 3. 応用生態工学会社会実践賞は、応用生態工学会での顕著な活動やその学術成果を社会事業に還元・実践している個人もしくは団体で、正会員より推薦された個人もしくは団体の中から毎年原則2名もしくは2団体に授与する。

#### 第3条 賞の内容

- 1. 応用生態工学会廣瀬賞受賞者には、賞状と廣瀬遺贈金より60万円を贈呈する。
- 2. 応用生態工学会研究奨励賞受賞者には、賞状と廣瀬遺贈金より20万円を贈呈する。
- 3. 応用生態工学社会実践賞受賞者には、賞状と廣瀬遺贈金より15万円を贈呈する。

#### 第4条 応募方法

各賞の応募者(推薦、自薦)は、賞ごとに決められた応募申請書(書式 1~3)に必要事項を記入し、定められた期日までに学会事務局に提出する。

## 第5条 選考委員会

- 1. 各賞を選考するため、学会賞選考委員会(以下「委員会」)を設ける。
- 2. 委員会の委員は正会員とし、理事の推薦により 6名を選出する。委員は生態学と工学の各分野に偏りの無いように配慮する。
- 3. 委員長は委員の互選により毎年定める
- 4. 委員の任期は3年とし、毎年2名を改選する。任期満了後2年間は再任されない。

#### 第6条 選考方法

- 1. 委員会は応募申請書をもとに審査を行う。
- 2. 委員会の委員が被推薦者となった場合で、選考の最終段階に候補として残った場合には、選考委員会からはずれるものとする。
- 3. 委員会は、各賞について定められた受賞者数までの候補者を選考する。
- 4. 選考された候補者は、選考理由を付けて会長に報告する。受賞候補者が人数に満たない場合もしくは無い場合も、その旨を会長に報告する。

## 第7条 受賞者の確定

会長は委員会が選定した候補者について、その賛否を理事会に諮り、有効投票のうち3分の2以上の賛成がある場合、これを受賞者として決定し、直ちに本人に通知をする。また、受賞候補者が無い場合には、理事会の了承を受けて、受賞者が無いことを会員に公表する。

## 第8条 授賞式

- 1. 受賞者の決定は授賞式が行われる3ヶ月前までに行う。
- 2. 授賞式は大会において行う。

### ● 応用生態工学会 廣瀬ワークショップ助成に関する細則

### 第1条目的

廣瀬利雄氏の遺志である応用生態工学の発展を実現するため、氏の遺贈金を財源とした廣瀬ワークショップ助成を設ける。

## 第2条 助成の対象

応用生態工学会会員及び団体会員が、応用生態工学の課題探求、学術的発展、それら成果の敷衍を目的として行うワークショップ、シンポジウム、講演会、出版等を対象とする。集会の規模は問わない。

#### 第3条 助成の内容

助成総額は毎年50万円までとし、助成件数や1件あたり助成額の総額は、その上限を超えないものとする。

#### 第4条 応募方法

助成を希望する会員もしく団体会員の代表者は、賞ごとに決められた応募申請書(書式 4)に必要事項を 記入し、定められた期日までに学会事務局に提出する。

## 第5条 選考委員会

- 1. 助成の審議・選考は幹事会の下で組織する選考委員会(以下委員会)で行う。
- 2. 審査に当たっては必要に応じて外部識者の意見を受けることができる。

#### 第6条 選考方法

- 1. 委員会は応募申請書をもとに審査を行う。
- 2. 委員会の委員が関係する助成対象が選考の最終段階に候補として残った場合には、その委員は最終段階での審議・選考からはずれるものとする。
- 3. 委員会は、助成について定められた総額にもとづいて助成対象を選考する。
- 4. 選考された助成対象は、選考理由を付けて会長に報告する。助成対象が総額に満たない場合もしくは 無い場合も、その旨を会長に報告する。

#### 第7条 助成対象者の確定

会長は委員会が選定した助成対象について、その賛否を理事会に諮り、有効投票のうち3分の2以上の賛成がある場合、これを助成対象として決定し、直ちに応募者に通知をする。また、助成対象が無い場合には、理事会の了承を受けて、助成対象が無かったことを会員に公表する。

#### 第8条 助成金の執行

助成対象者は、通知を受けてから 1 か月以内に予算執行計画を企画運営委員会に提出し、原則として当該年度内に助成額の範囲内で助成金を執行することとする。正当な理由なく年度内の執行ができない場

合は助成を取り消すことがある。

# 第9条 成果の公表

- 1. 助成を受けて行われたワークショップ、シンポジウム、講演会、出版等は、それらが廣瀬ワークショップ助成で行われた旨を、開催時において明記する。
- 2. それら成果は、応用生態工学会誌にてレポート等として誌上報告する。報告の様式は問わない。

# 2-4 2024 全国大会(開催案)

# 1. 大会概要

2024年9月に埼玉県で実施予定。 大会実行委員長 埼玉大学大学院 田中規夫教授 他は未定。 《添付資料》

## 応用生態工学会 役員名簿 (第13期)

(2021年9月25日選出) (所属及び役職は2023年7月1日現在)

長 : 占部城太郎 東北大学大学院生命科学研究科 教授 会

副 会 長 : 萱場 祐一 名古屋工業大学工学研究科 教授

:清水 義彦 群馬大学大学院理工学府 教授

: 高村 典子 国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域 客員研究員

理 事 : 赤松 良久 山口大学大学院創成科学研究科 教授

> :東 信行 弘前大学農学生命科学部生物学科 教授

: 沖津 二朗 応用地質株式会社地球環境事業部応用生態工学研究所 所長

: 北村 匡 共和コンクリート工業(株) 取締役副社長

: 久保田 勝 (株)安藤・間 顧問

: 佐川 志朗 兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科 教授 : 関根 秀明 株式会社建設技術研究所東京本社 執行役員副本社長

: 関島 恒夫 新潟大学農学部農学科 教授

: 竹門 康弘 大阪公立大学国際機関教育機構 客員研究員

: 東城 幸治 信州大学学術研究院理学系 教授・副学長

: 平井 秀輝 一般財団法人水源地環境センター 理事長

国立研究開発法人土木研究所 理事長 :藤田 光一

: 益岡 卓史 株式会社建設環境研究所常務取締役 技術本部副本部長

いであ株式会社社会基盤本部 特任理事水源地統括 :柳川 晃

: 渡邊 康玄 北見工業大学工学部社会環境系 教授

幹 事 長:天野 邦彦 公益財団法人河川財団河川総合研究所 所長

東京工業大学環境・社会理工学院 教授 副幹事長 : 吉村 千洋

日本工営株式会社仙台支店基盤技術部 課長 事 : 五十嵐美穂

> : 石田 裕子 摂南大学理工学部都市環境工学科 教授

: 笠原 里恵 信州大学理学部 助教

: 久加 朋子 富山県立大学工学部環境社会基盤工学科 准教授

: 舛田 直樹 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 技術調整官

: 高橋 陽一 一般財団法人日本建設情報総合センター BIM/CIM 普及・推進室長

:中村 圭吾 公益財団法人リバーフロント研究所 主席研究員

:中村 伸也 一般財団法人水源地環境センター 技術参与兼研究第二部長

: 西庸 淳 国立研究開発法人国立環境研究所気候変動適応センター

副センター長

: 樋村 正雄 いであ株式会社東北支店自然環境保全部 グループ長

: 布野 隆之 兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科 准教授

: 丸谷 成 応用地質株式会社地球環境事業部自然環境部 グループリーダー

: 皆川 明子 滋賀県立大学環境科学部生物資源管理学科 准教授

: 渡辺 敏 株式会社ウエスコ業務推進本部企画開発室 室長 監

事 :西 浩司 いであ株式会社国土環境研究所環境技術部 技師長

: 渡邉 綱男 一般財団法人自然環境研究センター 上級研究員

# 応用生態工学会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「応用生態工学会」と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を東京都千代田区麹町 4-7-5 麹町ロイヤルビル 405 号室に置く。

第2章 目的 · 研究活動

(目 的)

第3条 本会は、「人と生物の共存」「生物多様性の保全」「健全な生態系の持続」を共通の目標に、生態学と土木工学の基礎知識および実際的問題についての研究成果をもとに、両分野の関係者が共同して、それらの境界領域に新しい理論・知識・技術体系である「応用生態工学」を発展・展開させることを目的とする。

(研究活動)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。
  - 1 応用生態工学に関する調査・研究活動
  - 2 応用生態工学に関する学術講演会、研究会、シンポジュウム、講習会、現地見学会
  - 3 応用生態工学に関する国内外の調査・研究活動、会議に関する情報の収集と伝達
  - 4 応用生態工学に関する調査・研究活動に関する技術援助
  - 5 応用生態工学に関する国際的学術交流
  - 6 応用生態工学に関する受託事業
  - 7 会誌の発行
  - 8 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

- 第5条 本会は次の会員をもって組織する。
  - 1 正会員 本会の目的に賛同する個人
  - 2 学生会員 本会の目的に賛同する学生
  - 3 賛助会員 本会の目的事業を賛助する個人並びに法人、またはその他団体
  - 4 名誉会員 本会並びに応用生態工学の発展に大きな功績のあった個人のうちから、理事会の推薦により、総会において決定される。

(入 会)

**第6条** 会員になろうとするものは、所定の入会手続きを行わなければならない。

(会 費)

- 第7条 会員は細則の定めるところにより会費を納入しなければならない。
  - 2 納入した会費は理由を問わず返還しない。

(退 会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより退会することができる。

(資格の喪失)

- 第9条 会員は、次の理由によりその資格を失う。
  - 1 会費を継続して2年以上滞納したとき
  - 2 本会の名誉を傷つけたとき、または本会の目的に反する行為があったとき

第4章 役 員

(役員)

第10条 本会に役員をおく。

会 長 1名

副会長 3名以内

理 事 15 名以内

幹事長 1名

幹 事 15 名以内

監事 2名

(会長及び副会長)

- 第11条 会長及び副会長は総会において選出される。
  - 2 会長及び副会長の任期は選出されてから、次の改選期までとする。ただし、それぞれ については、再任は連続二期までとする。
  - 3 会長及び副会長の改選は2年毎に行う。
  - 4 会長は本会を代表してその会務を総括する。
  - 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はあらかじめ会長が指名した順によりそ の職務を代行する。

(理事)

- 第12条 理事は正会員の中から総会において選出される。
  - 2 理事の任期は選出されてから、次の改選期までとする。ただし、再任は連続二期までとする。
  - 3 理事の改選は2年ごとに行う。
  - 4 理事は理事会を構成し、会務執行のために必要な事項を議決する。

(幹事)

- 第13条 幹事長は理事会の推薦により総会において正会員の中から選出される。幹事は理事会において正会員の中から選出される。
  - 2 幹事長と幹事の任期は選出された日から次の改選期までとする。ただし、再任はそれ ぞれについて連続二期までとする。
  - 3 幹事長と幹事の改選は2年毎に行う。
  - 4 幹事長と幹事は幹事会を構成し、会務執行のために必要な事項を検討する。
  - 5 副幹事長は幹事会の推薦により、会長が任命する。

(監事)

- 第14条 監事は総会において選出される。
  - 2 監事の任期は選出された日から次の改選期までとする。ただし、再任は妨げない。

- 3 監事の改選は2年毎に行う。
- 4 監事は本会の会計および会務執行の状況を監査する。

### 第5章 会 議

(総 会)

- 第15条 総会は正会員により構成され、次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び事業報告
  - (2) 予算、決算
  - (3) 役員の選出
  - (4) 規約の改正
  - (5) その他理事会で必要と認めた事項
  - 2 通常総会は毎年1回、臨時総会は理事会が必要と認めたときに会長が召集する。なお、 正会員は、正会員の 10 分の1が連名し、議事を明記して会長に臨時総会の召集を申し 出ることができる。この場合、会長はその開催について理事会に諮るものとする。
  - 3 総会の議長は総会において正会員の中から選出する。
  - 4 総会は正会員の1/5の出席によって成立する。
  - 5 総会における正会員の議決権は各一個とし、議決は出席者の過半数によって決め、可 否同数のときは議長がこれを決定する。
  - 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に ついて書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができ る。書面により表決した会員は総会に出席したものとみなす。

(理事会)

- 第 16 条 理事会は会長、副会長、理事によって構成され、本会の基本方針の策定および運営に 必要な事項を審議する。
  - 2 理事会は会長または理事の三分の一以上が必要と認めたときに開くことができる。
  - 3 理事会の議長は会長とする。
  - 4 理事会の成立には理事現在数の過半数の出席者を必要とする。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席者とみなす。
  - 5 理事会の議事は出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長がこれを決定する。
  - 6 幹事長は理事会に出席し意見を述べることができる。
  - 7 各委員会の委員長は、必要に応じて理事会に出席することができる。

(幹事会)

- 第17条 幹事会は幹事長、幹事によって構成され、総会の決定した基本方針および理事会の 審議決定に基づき本会の運営を推進する。
  - 2 幹事会は幹事長がこれを召集する。
  - 3 幹事会の議長は幹事長とする。
  - 4 幹事会の成立には幹事現在数の過半数の出席を必要とする。ただし、当該議事につき 書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席者とみなす。
  - 5 幹事会の議事は出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長がこれを決定する。

6 各委員会の委員長は、幹事会に出席し意見を述べることができる。

(委員会)

- 第18条 本会はその運営等のため、理事会の議決を経て、各種の委員会を設けることができる。
  - 2 委員会の委員は会長がこれを委嘱する。
  - 3 委員の任期は2年を原則とし、4月1日に始まり翌々年の3月31日に終わる。ただし、再任は妨げないものとする。

(分科会)

第19条 本会にはその目的達成のため、理事会の議決を経て、各種の分科会を設けることができる。分科会の運営に関しては別に定めるところによる。

## 第6章 その他

(経費および会計)

- 第20条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。
  - 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。
  - 3 本会の会計処理は事務局がこれにあたり理事会に報告する。
  - 4 理事会は、年度終了後、決算報告を監事の意見を付して総会に提出し承認を受けなければいけない。

(規約の改正)

第21条 この規約を改正しようとするときは、総会の議決によらなければいけない。

#### (付 則)

- 1. 発足時の幹事については、規約13条に係わらず、総会の決議を経て正会員の中から選出する。
- 2. 本規約は、平成9年10月15日より施行する。
- 3. 本規約は、平成11年9月18日改正し施行する。
- 4. 本規約は、平成13年9月29日改正し施行する。
- 5. 本規約は、平成14年10月5日改正し施行する。
- 6. 本規約は、平成16年10月1日改正し施行する。
- 7. 本規約は、平成17年9月30日改正し施行する。
- 8. 本規約は、平成18年9月30日改正し施行する。
- 9. 本規約は、平成19年9月16日改正し施行する。
- 10. 本規約は、平成20年9月21日改正し施行する。
- 11. 本規約は、平成22年9月24日改正し施行する。
- 12. 本規約は、平成24年9月9日改正し施行する。
- 13. 本規約は、平成27年4月1日改正し施行する。
- 14. 本規約は、平成30年9月23日改正し施行する。

# 規約細則

(細 則)

- 第1条 本会の運営は、応用生態工学会規約(以下「規約」という。)および本細則による。 (入 会)
- 第2条 会員になるには所定の入会申込書記入要領により必要事項を記入し、会費を添えて事 務局へ提出するものとする。

(会費納付)

**第3条** 会費は前納とする。ただし、特別の理由があるときには、6ヶ月ずつ年2回に分納することができる。

(会 費)

- 第4条 本会の会費については、平成23年度以降次の通りとする。ただし、正会員が当該年度 全国大会後に入会する場合は当該年度年会費を半額とする。また、学生会員が卒業又は 修了後、正会員として会員を継続した場合の最初の1年は、学生会員の年額とする。
  - 1 正会員 年額 6,000円
  - 2 学生会員 年額 2,000円
  - 3 賛助会員 年額 100,000円(1口以上)
  - 4 名誉会員は、会費を免除する。

(役員の選出)

第5条 規約第11条第1項、第12条第1項および第14条第1項に規定する会長、副会長、理事および監事の選出にあたっては、別に定める次期役員募集・推薦委員会規程に基づいて次期役員募集・推薦委員会を設置し、立候補者の募集、候補者の推薦を行うものとする。

(事務局体制)

- 第6条 事務局には、理事会の承認のもとに事務局長1名をおく。また、事務局長を補佐する事 務局次長をおくことができる。
  - 2 理事会の承認のもとに、地域の研究会をおくことができる。各研究会には、連絡責任者 をおくものとする。
  - 3 研究会の名称は、「応用生態工学会"地域名"」とする

(細則の改正)

第7条 本細則を改正しようとするときは、理事会の決議によらなければならない。

(付 則)

本細則は、平成9年10月15日より施行する。

本細則は、平成11年6月3日改正し施行する。

本細則は、平成12年10月7日改正し施行する。

本細則は、平成15年6月14日改正し施行する。

本細則は、平成15年9月18日改正し施行する。

本細則は、平成23年2月4日改正し施行する。

本細則は、平成23年8月23日改正し施行する。

本細則は、平成27年6月18日改正し施行する。

本細則は、平成30年6月19日改正し施行する。